

第12回佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 兼  
第7回佐久市地域公共交通会議 会議次第

日時：平成25年6月7日（金）

午後2時00分～

場所：佐久消防署 3階講堂

1 開 会

- 2 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会規約及び  
佐久市地域公共交通会議設置要綱について

・・・資料1-1・1-2

- 3 正副会長の選出及び役員を選任について

4 会議事項

- (1) 佐久市生活交通ネットワーク計画の概要及び

計画に基づく運行状況・事業実施状況について

・・・資料2-1・2-2

- (2) 平成24年度事業報告及び決算について

・・・資料3

- (3) 平成25年度事業計画（案）及び予算（案）について

・・・資料4

- (4) 地域間幹線系統確保維持計画について

・・・資料5-1・5-2

- (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画について

・・・資料6

- (6) 生活交通改善事業計画について

・・・資料7

- (7) 利用実態調査等に係るアンケートについて

・・・資料8

- (8) 臼田地域デマンドタクシーの変更について

・・・資料9

5 その他

6 閉会

## 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約

### (設置)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。)第3条第1項の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、佐久市中込3056番地佐久市役所内に置く。

### (協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 生活交通ネットワーク計画(以下「計画」という。)の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

### (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長野県知事の指名する者
- (2) 佐久市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 長野運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、佐久市環境部生活環境課内に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には佐久市環境部生活環境課長、事務局員には生活環境課職員をもって充てる。
- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第 13 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第 17 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 財務規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、佐久市及び他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

### (会計書類)

第3条 予算を経理するため、次に掲げる会計帳簿を整備するものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 備品台帳
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な帳簿

### (予算区分)

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

- 2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会において報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続き等について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、佐久市の例により行うものとする。

2 出納員は、第3条に定める会計帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたり、規約第15条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、佐久市の例により行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行する。

#### 別表1 (第4条関係)

##### (1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

##### (2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金

## 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 事務局規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会の事務局は、佐久市環境部生活環境課長及び生活環境課職員をもって組織する。

### (職制)

第3条 事務局に事務局長、係長及び事務職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、職務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局長に事故があるときは、係長がその職務を代行する。
- 4 係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 事務職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

### (所掌事務)

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 規約及び規程に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 現金の出納及び保管に関すること。
- (7) 契約並びに物品の購入及びその管理に関すること。
- (8) 文書の收受及び発送に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) その他協議会の目的達成に必要な事項。

### (起案)

第5条 事務処理の発議は、起案用紙により起案しなければならない。ただし、軽易な事務及び供覧にとどまるものはこの限りではない。

### (決裁)

第6条 事務は、順次直属の上司を経て、会長の決裁を受けなければならない。

- 2 軽易なものについては、文書によらず口頭報告にてこれに代えることができる。

(専決)

第7条 第6条の規定にかかわらず、事務局長は次の事項について専決することができる。

- (1) 所属職員の出張に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 予算の流用に関する事。
- (4) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (5) 定例または軽易な届出、照会、報告及び通知に関する事。
- (6) その他前各号に準ずる事項の処理に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、係長がその事務を代決することができる。

(公印)

第9条 公印の形式、書体、寸法、用途及び管理者は、別表1のとおりとする。

(公印の使用)

第10条 公印は、文書発送の決裁後でなければ、これを使用することができない。ただし、定例のもの及び文書発送について決裁を必要としないものにあつては、この限りではない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、佐久市の例により行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
佐久市地域公共交通確保維持改善協議会会長の印	佐久市地域公共交通確保維持改善協議会会長の印	てん書	21×21 ミリメートル	会長名をもって発送する文書	1	事務局長



改正

平成21年3月18日告示第21号

平成24年3月28日告示第33号

平成25年3月21日告示第41号

佐久市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条** 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、佐久市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の組織)

**第3条** 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 長野運輸支局長の指名する者
- (9) 長野県知事の指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の総意をもって決する。

4 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の円滑かつ公正な運営に支障があると認めるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第7条** 交通会議に、必要に応じ、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、委員及び市職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 幹事会は、交通会議が付託した事案又は交通会議に付議する事項で、あらかじめ研究若しくは調整を必要とする事案について調査及び検討を行う。

5 幹事会は、前項の調査及び検討のほか、交通会議の協議事項のうち、交通会議が委任する軽微な事項について決定をすることができる。

6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。

7 幹事会は、第4項の調査及び検討の結果並びに第5項の決定の内容を委員会に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

**第9条** 交通会議の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月18日告示第21号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月28日告示第33号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月21日告示第41号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# 佐久市生活交通ネットワーク計画

概 要 版

平成24年3月

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

## 目次

1. 佐久市生活交通ネットワーク計画とは .....	1
2. 現在の市内公共交通体系 .....	1
3. 佐久市生活交通ネットワーク計画における公共交通体系見直しの基本方針 .....	2
4. 佐久市地域公共交通再編の目標 .....	2
5. 佐久市地域公共交通再編の概要 .....	3
6. 利用促進、ソフト的な施策 .....	19
7. 事業の実施体制 .....	20

## 1. 佐久市生活交通ネットワーク計画とは

「佐久市生活交通ネットワーク計画」は、市内の地域公共交通体系を見直し、今後のあり方を示す計画です。

地域公共交通は、通勤、通学や通院等の日常生活に必要な移動手段ですが、自家用自動車の普及や少子高齢化などを背景とした利用者の減少に伴い、民間交通事業者の経営や市の財政負担の面で大変厳しい状況となっています。

このため、地域公共交通の確保・維持を重要な課題と捉え、市民アンケートや利用実態調査、地区懇談会、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会での協議等を通じて、本計画を策定しました。

今後、本計画に基づき、今年10月からの運行開始に向けて準備を進めていきます。

## 2. 現在の市内公共交通体系

表1 市内で運行されているバスと市が委託運行している事業の概要

①路線バス (5路線)	民間バス事業者が運行する路線バス。
②廃止代替バス (8路線)	民間バス事業者の運行路線の廃止に伴う交通手段の確保対策として、市が民間バス事業者の赤字補てんに補助金を交付して運行している路線バス。
③市内巡回バス (8路線)	高齢者等の日常生活に欠かすことのできない交通手段の確保対策として、市が市内の民間バス事業者に委託して運行するバス。 (乗車運賃：大人1回100円、子供1回50円)
④デマンドタクシー (5路線) (望月地区)	かつて運行していた望月地区の市営バスの見直しに伴う交通手段の確保対策として、平成18年度から市が望月地区のタクシー事業者に委託して運行する移動手段。
⑤スクールバス (スクールタクシー含む、8小学校・6中学校)	市立小中学校の遠距離通学をする児童生徒の通学手段の確保対策として、市が民間交通事業者に委託して無料通学バスの運行や路線バスの定期券の交付等を行う事業。
⑥高齢者・障害者 外出支援サービス	公共交通機関を利用することが困難な市民税非課税世帯の高齢者・障がい者の通院等の利便を図るために、利用者から負担をいただき、外出支援サービスを行う事業。(片道利用1回500円(月4回まで))

凡例	
【路線バス】	佐久上田線 中仙道線 望月小諸線 山手線 合同庁舎線
【市内巡回バス】	浅科線(月・水・金曜日運行) 中佐都線(火・木曜日運行) 中央線(火・木曜日運行) 平賀線(月・水・金曜日運行) 岸野線(月・水・金曜日運行) 平賀線(火・木曜日運行) 切原・臼田線(月・水・金曜日運行) 田口・青沼線(月・水・金曜日運行)
【廃止代替バス】	佐久御代田線 香坂線 志賀線 内山線 大沢線 久米通線 布施線 春日線
【デマンドタクシー】	御牧原線 観音寺線 長者原線 合の沢線 豊石線

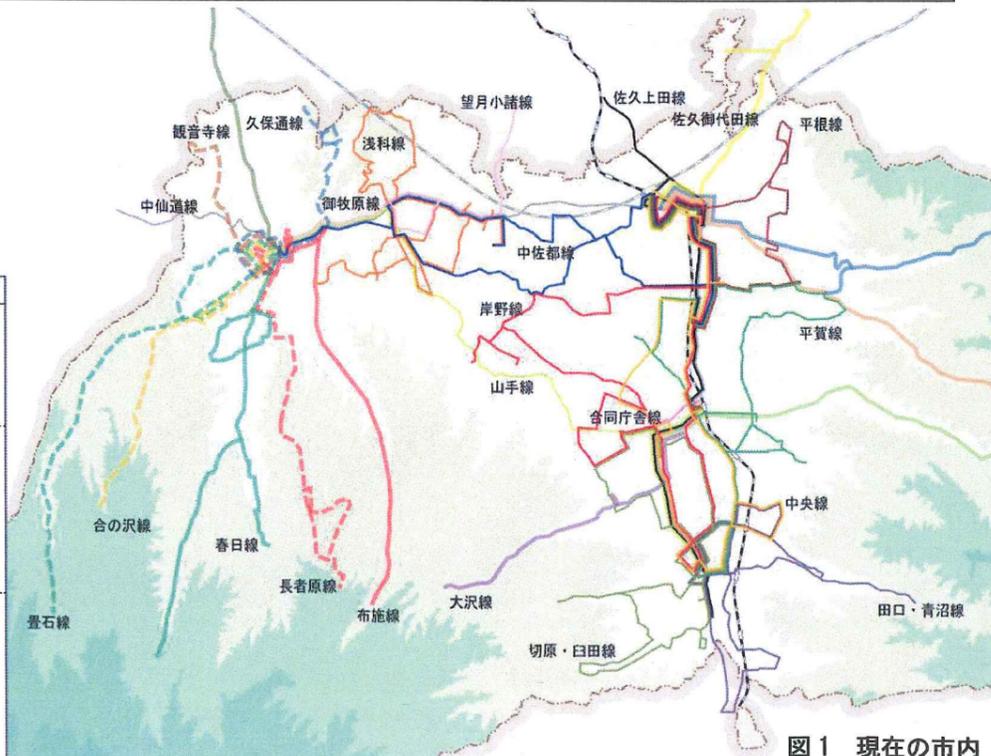


図1 現在の市内

## 3. 佐久市生活交通ネットワーク計画における公共交通体系見直しの基本方針

- I 地域公共交通を必要とする人の移動実態に配慮した交通体系の構築
- II 地域の要望や地理的条件などの地域の実情に配慮した交通体系の構築
- III 公共交通利用への転換を推進
- IV 財政負担に配慮した持続可能な体系の構築

## 4. 佐久市地域公共交通再編の目標

### 目標1 高齢者、通学者など公共交通を必要とする人にとって使いやすい公共交通サービスの提供

基本方針I～IIIに基づき、高齢社会の到来、交通弱者への対応として、現在公共交通を利用する人を大切にしつつ「地域公共交通を必要とする人」にとって使いやすい交通手段となるよう対応を図ることを優先とした計画とします。

このため、人口構成の変化を考慮しつつ平成22年度の利用実績に対し、利用者の増加を目指します。

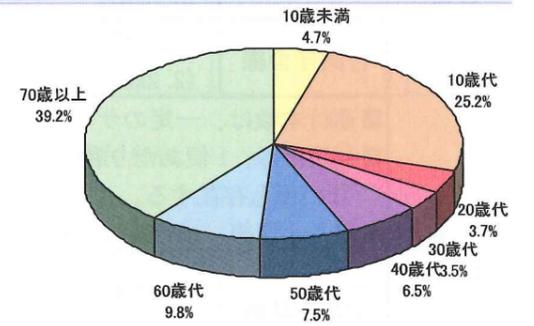


図2 バスの利用者年齢別割合

### 目標2 利用者の要望に基づく公共交通サービスの改善

基本方針I、IIに基づき、現在公共交通を利用している人の要望や不満点の改善を中心とした施策展開を行い、利用者の増加を図っていきます。

このため、利用者の増加に結び付く、利用者満足度の向上を目指します。

### 目標3 運行効率の改善による持続可能な公共交通の構築

基本方針IVに基づき、運行の効率化による運行負担の軽減も考えながら、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築します。

このため、運行効率の改善による経費の削減と利用者収入増加による収支割合の維持・増加を目指します。

【数値目標】		
目標1	1日あたり利用者数(平成22年度) 559人	1日あたり利用者数(平成26年度) 576人(3%の増加)
目標2	バス利用者の満足度(平成23年度) 84.0%	バス利用者の満足度(平成26年度) 88.8%(4.8ポイントの増加)
目標3	収支割合(平成22年度) 24%	収支割合(平成26年度) 24%以上の収支割合



バス路線系統図

5. 佐久市地域公共交通再編の概要

表2 地域公共交通

現在の運行種別	路線名	現在の平日運行便数・距離	日平均利用者 H22実績	便平均利用者 H22実績	便最大 H23.9 特定日	便最小 H23.9 特定日	スクール対象 人数	現行運賃 (市内運賃のみ)		
										<p>■運行本数は、合同庁舎線を除いては、一定のサービスレベル（日8便）は確保されている。                  ■利用者数、1便あたり利用者数などは、路線によって差がある。</p>
路線バス	佐久上田線	22便 (15.4km)	948	50.9	51	1	50人	140～710円	■バス基幹軸と	
	中仙道線	21便 (16.0km)	240	12.9	25	1		140～1,290円	■バス基幹軸と ■東信運転免許	
	合同庁舎線	2便 (2.2km)	8	3.8	5	1		140～200円	■交通事業者に	
	<p>■運行本数は、一定のサービスレベル（日8便）は確保されている。                  ■利用者数、1便あたり利用者数などは、路線によって差があり、中には利用者がいない便も存在する。                  ■望月小諸線、山手線は交通事業者から廃止の申し入れがされた。</p>									
	望月小諸線	12便 (6.7km)	64	6.0	4	0		140～700円	■廃止申し入れと対応を検討 ■土日祝日は運	
山手線	8便 (15.3km)	51	7.3	10	0	38人	140～1,000円	■廃止申し入れと対応を検討 ■運行区間は、毎日運行の朝バスターミナ ■八幡バス停で線との接続に ■朝夕は、通学 ■日中は、曜日 ■土日祝日は運		

※1：利用者数は市外の利用者も含む。  
 ※2：日平均、便平均利用者数は平成22年度実績より。

※3：便最大、便最小及び利用目的は  
 ※4：定住自立圏形成：中心市の佐久

再編の概要(1)

再編案	新しい枠組み						運賃 変更案
	路線バス	都市間 連絡 バス	通学 通勤 バス	地域間 連絡 バス	市内 巡回 バス	デマン ドタク シー	
<p>計画による運行であり、バス基幹軸として交通事業者により運行・維持していただく。</p>							
して現在の運行を交通事業者に維持していただく。	現状 運行						現行 運賃
して現在の運行を交通事業者に維持していただく。 センターへのアクセス手段としての変更を行う。	現状 運行						現行 運賃
より運行・維持していただく。	現状 運行						現行 運賃
<p>廃止申し入れを受け、「定住自立圏形成」を通じ関連する小諸市と対応を検討する。                  止申し入れを受け、通学通勤バス、地域間連絡バスとして運行する。</p>							
を受け、「定住自立圏形成」を通じ関連する小諸市 する。 休とする。		小諸市 と調整					当面 現行 運賃
を受け、通学通勤バス、地域間連絡バスとしての運  中込駅～八幡バス停間の運行を基本とする。ただし、 1便と火・木曜日運行の日中1便の運行区間は、望月 ル～八幡バス停～野沢バスセンターバス停とする。 は中仙道線、野沢バスセンターバス停では佐久上田 配慮したダイヤを検討する。 通勤手段とし毎日5便の運行とする。 運行で週2日の日3便の運行とする。 休とする。			平日 朝夕5便	火・木 3便		200円	

本調査結果（平成23年9月特定日）  
 市と周辺11市町村により、将来にわたって住み続けることのできる「定住圏」を目指そうとする取り組み。

表3 地域公共交通

現在の運行種別	路線名	現在の平日運行便数・距離	日平均利用者 H22実績	便平均利用者 H22実績	便最大 H23.9 特定日	便最小 H23.9 特定日	スクール対象 人数	現行運賃 (市内運賃のみ)		
										<p>■佐久御代田線、久保通線は隣接する都市間で運行されている路線である。                  ■運行状況は、一定のサービスレベル（日8便）は確保されている。                  ■日中は、利用が少なく高齢者の通院・買い物等の利用がほとんどを占める。                  ■土日祝日は運休している。</p>
廃止代替バス	佐久御代田線	8便 (5.4km)	11	1.4	4	0		140～390円	<p>■当面、現行の便を検討する。                  ■経路では、佐久平駅への乗り入れによる鉄道との連携強化を検討する。</p>	
	久保通線	8便 (4.0km)	45	5.6	15	0		110～210円	<p>■当面、現行のアクセス手段と「定住自立圏形成」を通じ東御市と対応を検討する。</p>	
	<p>■香坂線、大沢線を除く4路線では一定のサービスレベル（日8便）は確保されている。                  ■ほとんどの路線は、小中学生が通学で利用しており、朝夕の時間帯では、毎日一定の利用がある。                  ■日中は、利用が少なく高齢者の通院・買い物等の利用がほとんどを占める。                  ■土日祝日運行している路線では、平日に比べ土日祝日の利用が極めて少ない。</p>									
	香坂線	7便 (12.2km)	19	2.6	6	0	11人	140～580円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■佐久平駅への乗り入れを検討する。</p>	
	志賀線	12便 (10.4km)	25	2.3	9	0	18人	140～600円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■佐久平駅への乗り入れを検討する。</p>	
	内山線	13便 (11.8km)	29	2.5	10	0	57人	140～710円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■買い物の利便性に配慮したバス停の設置を検討する。</p>	
	大沢線	6便 (8.3km)	45	7.6	43	0	70人	140～510円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■中込駅への乗り入れを検討する。</p>	
	布施線	10便 (16.0km)	72	6.6	32	0	36人	120～540円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■買い物の利便性に配慮したバス停を検討する。</p>	
春日線 (岩下方面) (湯沢方面)	24便 (11.6km) (13.3km)	134	4.5	33	0	74人	120～440円	<p>■朝夕は、通学                  ■日中は、曜日                  ■買い物の利便性に配慮したバス停を検討する。                  ※運行便数は、</p>		

※1：利用者数は市外の利用者も含む。  
 ※2：日平均、便平均利用者数は平成22年度実績より。

※3：便最大、便最小及び利用目的は  
 ※4：定住自立圏形成：佐久市を中心

再編の概要(2)

再編案	新しい枠組み						運賃 変更案
	路線バス	都市間 連絡 バス	通学 通勤 バス	地域間 連絡 バス	市内 巡回 バス	デマン ドタク シー	
運行とし、「定住自立圏形成」を通じ関連する東御市、御代田町と対応を検討する。							
運行とし、「定住自立圏形成」を通じ御代田町と対久平駅への乗り入れによる鉄道との連携強化を検討		御代田町 と調整					当面 現行 運賃
運行とする。ただし、東信運転免許センターへのアクセスの変更を行う。 形成」を通じ東御市と対応を検討する。		東御市 と調整					当面 現行 運賃
<p>学生、高校生、通勤者の手段として日4～6便程度確保する。                  ～3日の曜日運行として、日3～4便程度確保し、日中の通院、買い物目的の利用者の手段としては通学通勤バス5便程度確保する。                  円とする。                  土日祝日は運休とする。</p>							
通勤手段とし毎日5便の運行とする。 運行で週3日の日3便の運行とする。 乗り入れ、買い物の利便性に配慮したバス停の設置			平日 朝夕 5便	月・水・金 3便			200円
通勤手段とし毎日5便の運行とする。 運行で週3日の日3便の運行とする。 乗り入れ、買い物の利便性に配慮したバス停の設置			平日 朝夕 5便	月・水・金 3便			200円
通勤手段とし毎日6便の運行とする。 運行で週2日の日3便の運行とする。 性に配慮したバス停の設置を検討する。			平日 朝夕 6便	火・木 3便			200円
通勤手段とし毎日5便の運行とする。 運行で週2日の日3便の運行とする。 り入れ、買い物の利便性に配慮したバス停の設置を			平日 朝夕 5便	火・木 3便			200円
通勤手段とし毎日4便の運行とする。 運行で週2日の日4便の運行とする。 性に配慮したバス停を検討する。			平日 朝夕 4便	火・木 4便			200円
通勤手段とし毎日4便の運行とする。 運行で週3日の日4便の運行とする。 性に配慮したバス停を検討する。 湯沢方面、岩下方面各々の便数			平日 朝夕 4便	月・水・金 4便			200円

本調査結果（平成23年9月特定日）  
 市とし周辺12市町村により、将来にわたって住み続けることのできる「定住圏」を目指そうとする取り組み。

表4 地域公共交通

現在の運行種別	路線名	現在の平日運行便数・距離	日平均利用者 H22実績	便平均利用者 H22実績	便最大 H23.9 特定日	便最小 H23.9 特定日	スクール 対象 人数	現行運賃	
市内巡回バス	<p>■中佐都線、平根線を除く4路線では一定のサービスレベル（日中5便）が確保されていない。</p> <p>■中佐都線、岸野線、平根線では10人以上が利用する便があるが、他の3路線では日最大でも10人以下の利用となっている。</p> <p>■利用者は、高齢者の通院・買い物等での利用が大半を占める。</p> <p>■顕在需要が少なく、日中全便とも一定以下の利用者となっている路線も存在している。</p>								
	浅科線	月・水・金 4便 (29.7km)	17	4.2	5	1		大人 100円	■曜日運行で週
	中佐都線	火・木 6便 (35.4km)	34	5.6	20	0		大人 100円	■利用者も多くする。 ■浅科線との連
	中央線	火・木 4便 (32.3km)	11	2.7	6	3		大人 100円	■曜日運行で週 ■切原・白田線 に伴い、大沢地
	平根線	月・水・金 6便 (23.0km)	28	4.7	11	1		大人 100円	■曜日運行で週
	岸野線	月・水・金 4便 (40.8km)	48	12.0	19	5		大人 100円	■曜日運行は週 の4便を維持 ■白田駅への乗
	平賀線	火・木 4便 (39.0km)	18	4.4	9	3		大人 100円	■曜日運行は週 の4便を維持 ■白田駅への乗
デマンドタクシー	<p>■両路線とも一定のサービスレベル（日中5便）が確保されていない。</p> <p>■利用者数は日最大でも10人以下の利用で、比較的利用者数は少ない。</p> <p>■利用者は、高齢者の通院・買い物等での利用が大半を占める。</p>								
	切原・白田線	月・水・金 2便 (34.2km)	8	4.0	6	6		大人 100円	■比較的、利用 運行とする。 ■白田地域内は、
	田口・青沼線	月・水・金 2便 (27.9km)	5	2.5	1	1		大人 100円	■利用者が非常 行とする。 ■予約方式（デ
デマンドタクシー	<p>■全5路線とも一定のサービスレベル（日中5便）が確保されていない。</p> <p>■利用者の予約による運行（デマンド）で運行効率は良いが、1便2名以下の利用で乗車効率はあまり良くない。</p> <p>■利用者は、高齢者の通院・買い物等での利用が大半を占める。</p>								
	御牧原線	火曜 2便 (8.8km)	2	1.1	2	1		100～400円	■曜日運行で週
	観音寺線	水曜 2便 (6.4km)	2	1.5	0	0		300円	■曜日運行で週
	長者原線	月・木 2便 (15.8km)	3	1.8	0	0		100～500円	■曜日運行で週
	合の沢線	水曜 2便 (11.8km)	2	1.0	0	0		100～400円	■曜日運行で週
	豊石線	月・水・金 3便 (18.3km)	2	1.3	1	0		100～500円	■曜日運行で週

※1：デマンドの日平均は予約により運行した日数あたり。

※2：日平均、便平均利用者数

再編の概要(3)

再編案	新しい枠組み						運賃 変更案
	路線 バス	都市間 連絡 バス	通学 通勤 バス	地域間 連絡 バス	市内 巡回 バス	デマンド タクシー	
現在の運行を維持しつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した運行サービス水準（5便）、経路、バス停							
円とする。							
3日の日5便の運行とする。					月・水・金 5便		200円
運行曜日を変更し、週3日の日5便の運行に変更					月・水・金 5便		200円
携にも配慮する。					火・木 5便		200円
2日の日5便の運行とする。 の白田地域内の予約方式（デマンドタクシー）化に 区を経由する経路に変更する。					月・水・金 5便		200円
3日の日5便の運行とする。					月・水・金 5便		200円
3日を維持。運行便数は路線延長が長いため、現状 する。 り入れを検討する。					月・水・金 4便		200円
2日を維持。運行便数は路線延長が長いため、現状 する。 り入れを検討する。					火・木 4便		200円
維持しつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した運行サービス水準（5便）、経路、バス停の検討を行う。 対応したデマンドタクシーでの運行に変更する。							
者が少なく、運行曜日を変更し、週2日の日5便の					火・木 5便		200円
予約方式（デマンドタクシー）での運行に変更する。					火・木 5便		200円
に少なく、運行曜日を変更し、週2日の日5便の運							
マンドタクシー）での運行に変更する。							
持する。 に向け市街地部以外でのフリー乗降、通院、買い物などに配慮した市街地内のバス停を検討する。 円とする。							
1日の日5便の運行とする。					火曜 5便		200円
1日の日5便の運行とする。					水曜 5便		200円
2日の日5便の運行とする。					月・木 5便		200円
1日の日5便の運行とする。					水曜 5便		200円
3日の日5便の運行とする。					月・水・金 5便		200円

は平成22年度実績より。

※3：便最大、便最小及び利用目的は本調査結果（平成23年9月特定日）

(1) 路線バスと都市間連絡バスの再編

【路線バスの再編】

- 佐久上田線と中仙道線は、バス基幹軸として現在の運行を交通事業者へ維持していただく。
- 合同庁舎線についても現在の運行を交通事業者へ維持していただく。

【都市間連絡バスの再編】

- 廃止申し入れされた望月小諸線、現在の廃止代替路線のうち隣接市町にも関連する佐久御代田線、久保通線は、当面現状維持とし「定住自立圏形成」を通じ関連する市町と対応を検討する。
- 佐久御代田線については、鉄道との連携強化に向けた提案を行う。

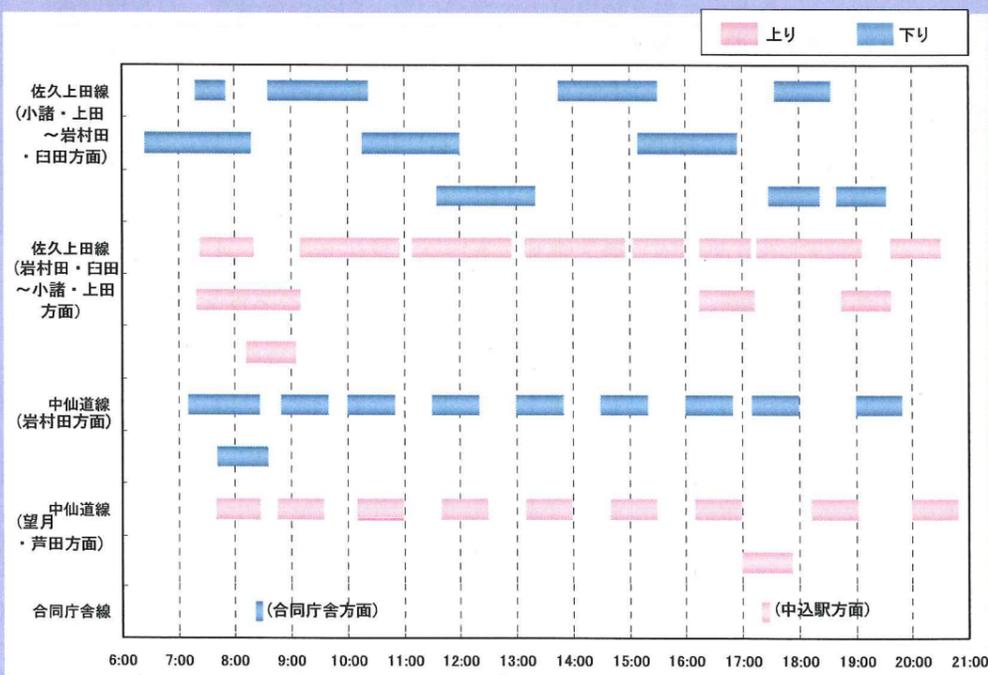
【中仙道線、久保通線】

平成 24 年 4 月の東信免許センター開設にあわせた経路とダイヤの一部変更を考慮



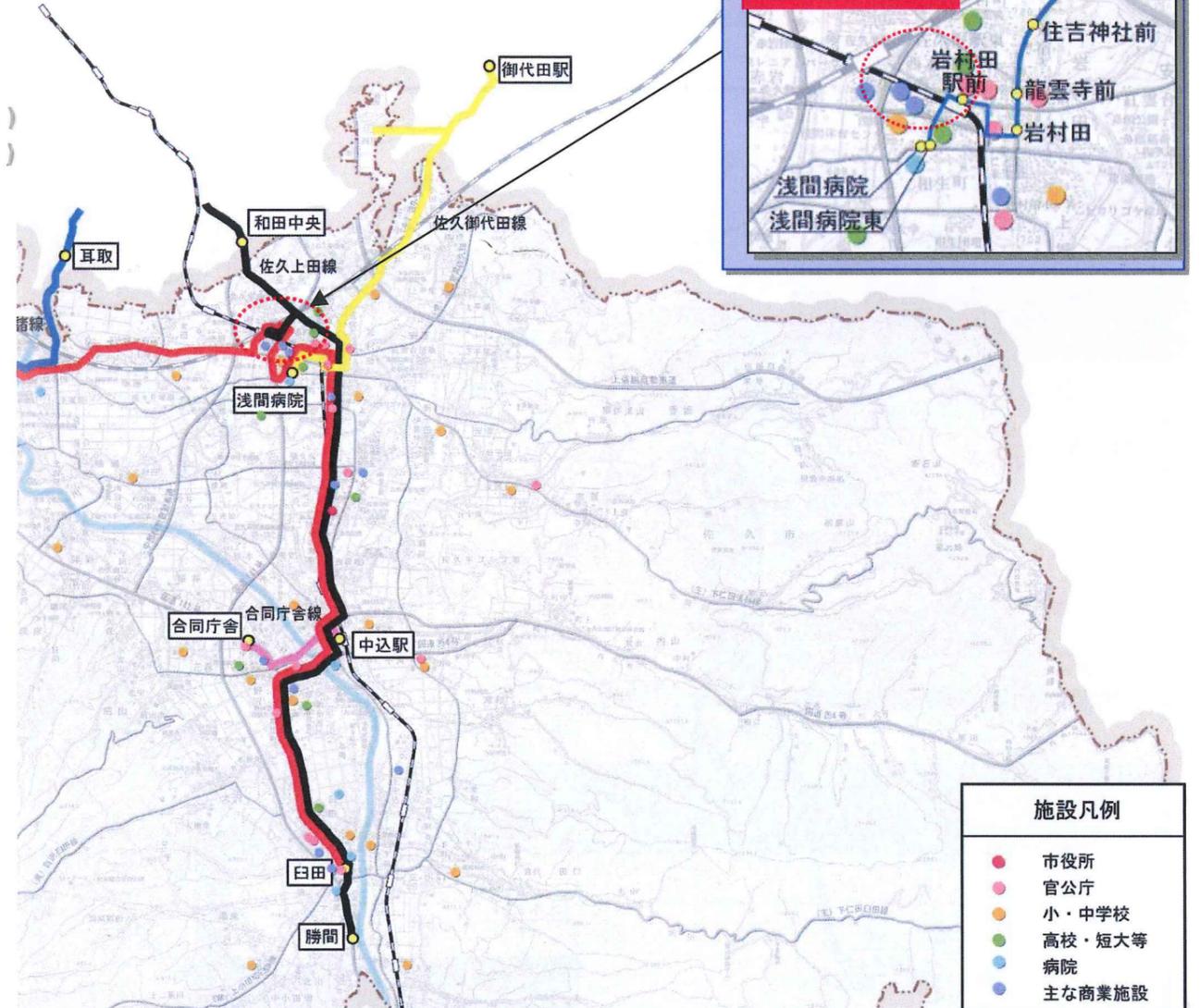
【運行便数：路線バス全線】

現行運行本数の維持



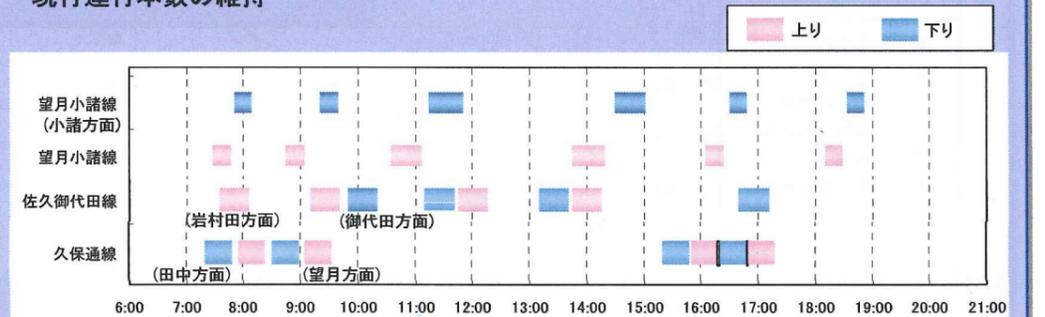
【佐久御代田線】

現在接続していない佐久平駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化



【運行便数：都市間連絡バス全線】

現行運行本数の維持



(2) 通学通勤バスの再編

【通学通勤バスの再編】

- 廃止申し入れがされた山手線、現在の廃止代替バス（香坂線、志賀線、内山線、大沢線、布施線、春日線）が担っている朝夕の小中学生、高校生の通学、通勤者の移動手段としていた機能は通学通勤バスとして平日毎日の運行を維持する。
- 最低限、サービス水準（朝夕4便）の確保を行っていくものとする。
- 鉄道との連携に配慮した運行を検討する。

【山手線】

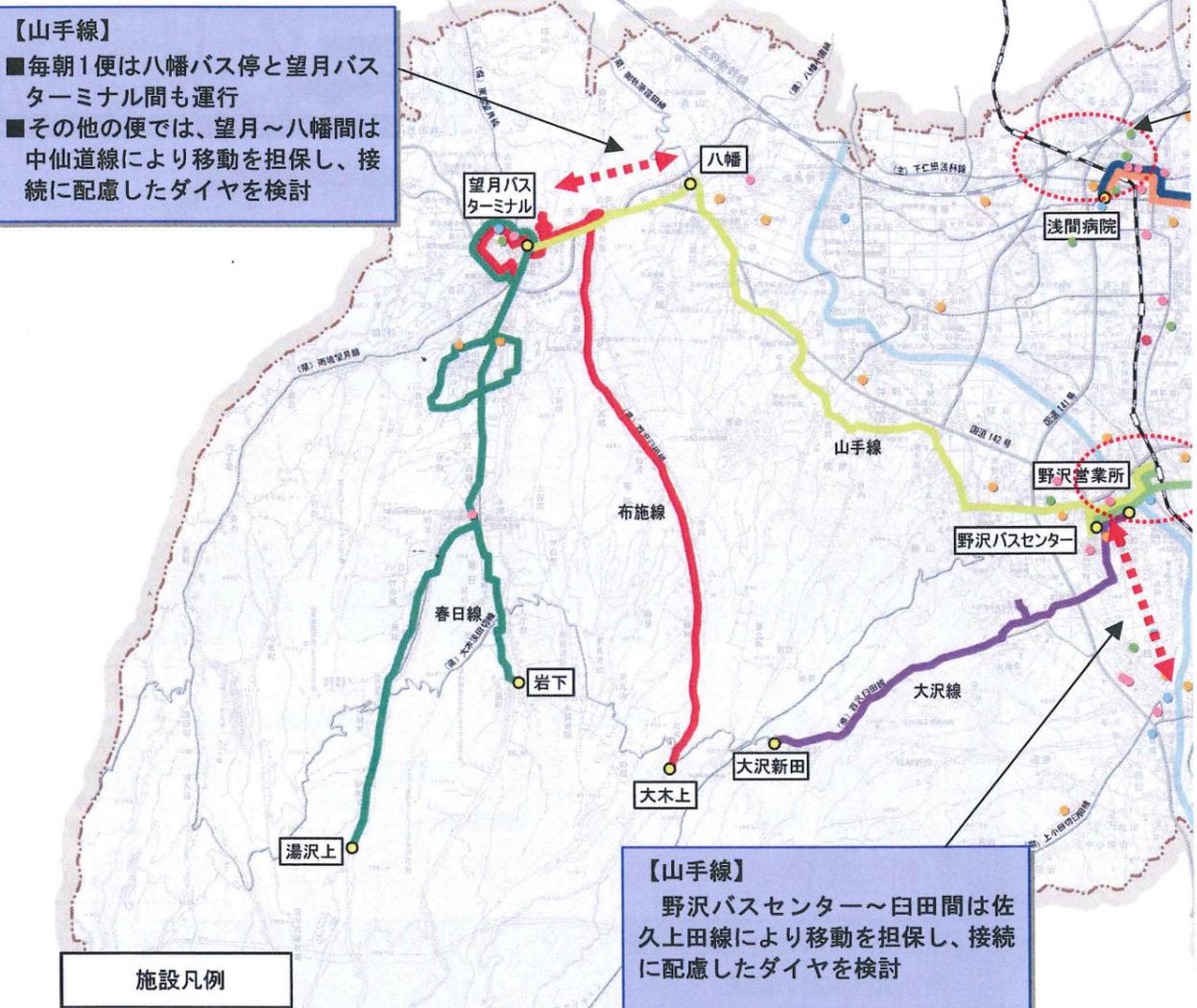
- 毎朝1便は八幡バス停と望月バスターミナル間も運行
- その他の便では、望月～八幡間は中仙道線により移動を担保し、接続に配慮したダイヤを検討

【山手線】

野沢バスセンター～臼田間は佐久上田線により移動を担保し、接続に配慮したダイヤを検討

施設凡例

- 市役所
- 官公庁
- 小・中学校
- 高校・短大等
- 病院
- 主な商業施設



【香坂線、志賀線】

現在接続していない佐久平駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化



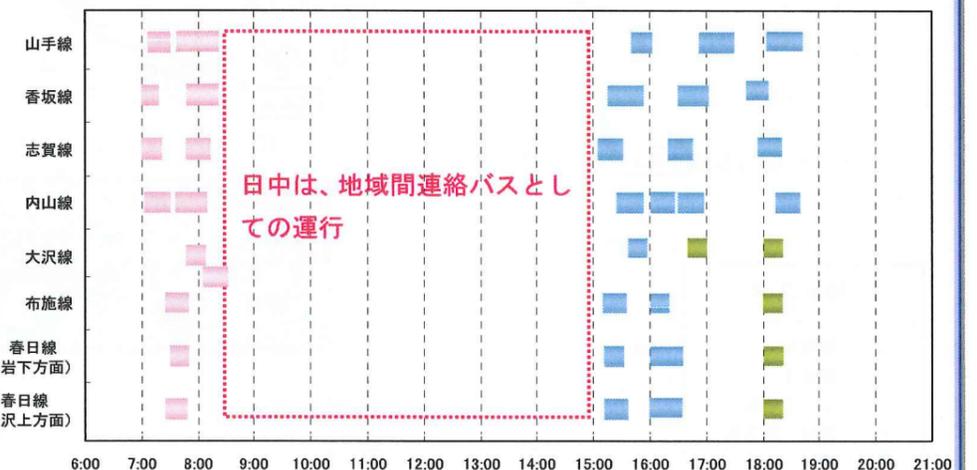
【大沢線】

現在接続していない中込駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化



【運行便数イメージ】

通学通勤に現在利用されている便の維持と利用者行動に即した便の追加検討



現在運行・利用されている便 上り (登校方面) 下り (下校方面)  
 新規追加・ダイヤ変更により確保を検討する便

(3) 地域間連絡バスの再編

【地域間連絡バスの再編】

- 廃止申し入れがされた山手線、現在の廃止代替バス（香坂線、志賀線、内山線、大沢線、布施線、春日線）が担っている日中の通院・買い物などの移動に対応した運行を地域間連絡バスとして運行する。
- 運行は、曜日運行として、運行日には日中の運行サービス水準（5便）の運行を確保する。
- 経路、バス停については、現行ルートをもととしつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した検討を行う。
- 曜日運行の導入にあわせ、運賃は200円とする。

【山手線】

- 火・木曜日の日中の1便は八幡バス停と望月バスターミナル間も運行
- その他の便では、望月～八幡間は中仙道線により移動を担保し、接続に配慮したダイヤを検討

【春日線、布施線】

- 商業施設の利用に配慮した経路バス停の検討



近隣にバス停のない主要商業施設への配慮

【山手線】

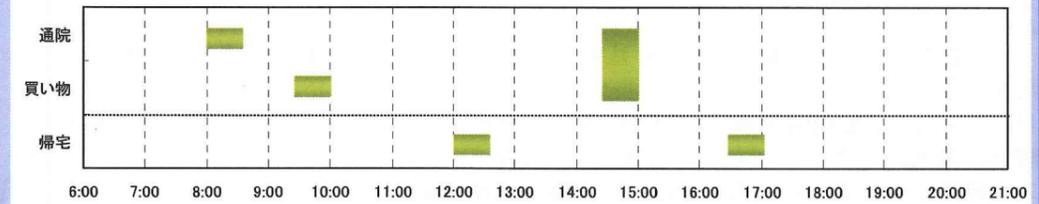
- 野沢バスセンター～臼田間は佐久上田線により移動を担保し、接続に配慮したダイヤを検討

施設凡例

- 市役所
- 官公庁
- 小・中学校
- 高校・短大等
- 病院
- 主な商業施設

【運行便数イメージ】

買い物、通院等の利用者行動に即した便の検討



※「通院」、「買い物」は病院や商業施設がある市街地へ向かう便  
「帰宅」市街地から帰宅に利用する便

【香坂線、志賀線】

- 現在接続していない佐久平駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化
- 医療施設、商店街、商業施設の利用に配慮した経路バス停の検討



【大沢線、内山線】

- 大沢線が現在接続していない中込駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化
- 駅周辺の医療施設、商店街、商業施設の利用に配慮した経路バス停の検討

中込駅への乗り入れと駅周辺施設への配慮



運行曜日(案) 月・水・金曜日運行路線



運行曜日(案) 火・木曜日運行路線



(4) 市内巡回バスの再編

【市内巡回バスの再編】

- 現在の市内巡回バスのうち浅科線、中佐都線、中央線、平根線、岸野線は、曜日運行の形態を維持しつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した運行サービス水準（5便）の確保を行う。
- 経路、バス停については、現行ルートの基本としつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した検討を行う。
- 運行曜日については、地域間連絡バスや浅科線との連携により、中佐都線の運行曜日を月・水・金曜日に変更。ただし、切原・臼田線の臼田地域のデマンドタクシー化に伴い、市内巡回バスの経路からはずれる大沢地区は、中央線の経路を変更してサービスを維持する。
- 運賃は、200円とする。

【中佐都線】

- 浅科線との乗り継ぎ、連携に配慮した同一曜日運行への変更

【岸野線】

- 中佐都線と重複する区間を迂回し、新しく整備された道路を利用した運行経路の変更

【中央線】

- 中央線の経路変更により大沢地区へのサービスを維持

【中央線】

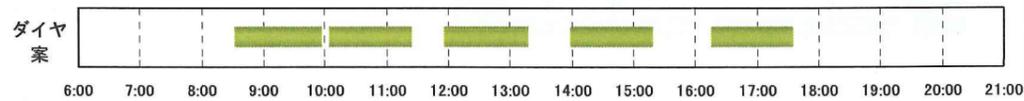
- 清川への経路を変更し、上中込から直接あいとびあ臼田方面への経路に変更

施設凡例

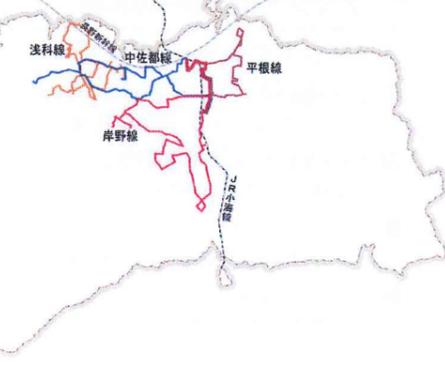
- 市役所
- 官公庁
- 小・中学校
- 高校・短大等
- 病院
- 主な商業施設

【運行便数イメージ】

- 買い物、通院等の利用者行動に即した便の検討



運行曜日(案) 月・水・金曜日運行路線



運行曜日(案) 火・木曜日運行路線



【岸野線、平根線、平賀線等】

- 医療施設、商店街、商業施設の利用に配慮した経路バス停の検討

【中込駅周辺】



【中央線】

- 現在接続していない臼田駅への乗り入れによる、鉄道とバスの連携強化

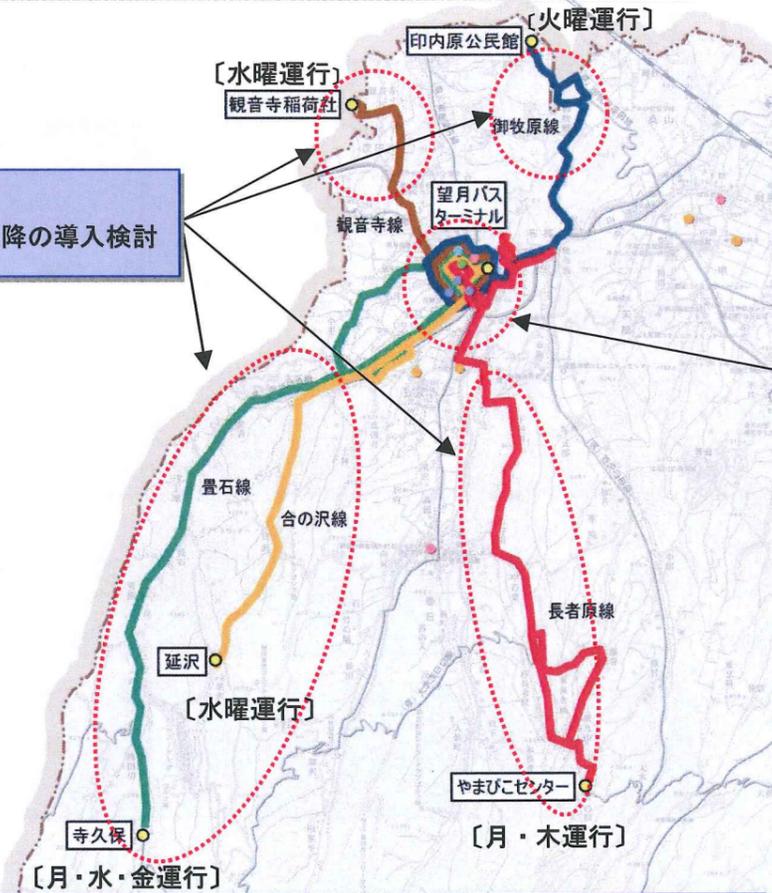


(5) デマンドタクシーの再編

【デマンドタクシーの再編】

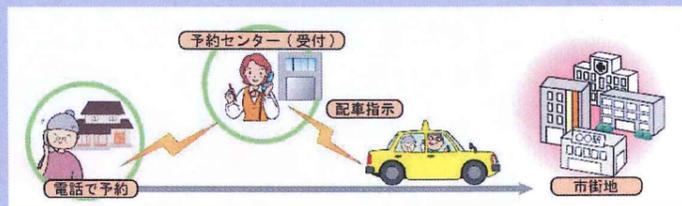
- 望月地区のデマンドタクシーに加え、現在の市内巡回バス切原・白田線、田口・青沼線をデマンドタクシーに編入する。
- 曜日運行の形態を維持しつつ、通院、買い物など日中の行動に配慮した運行サービス水準（5便）の確保を行う。
- 利便性の向上に向け、市街地部以外ではフリー乗降の導入、市街地内では通院、買い物などの利用に配慮した市街地内でのバス停の検討を行う。
- 運賃は、200円とする。

【望月地区 全線】  
■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討



デマンドタクシーのイメージ

利用したい人が、「乗りたい路線」、「乗る場所」、「目的地」を事前に電話予約し、乗合により送迎する方式などをいいます。予約がないときは、運行しません。



フリー乗降のイメージ

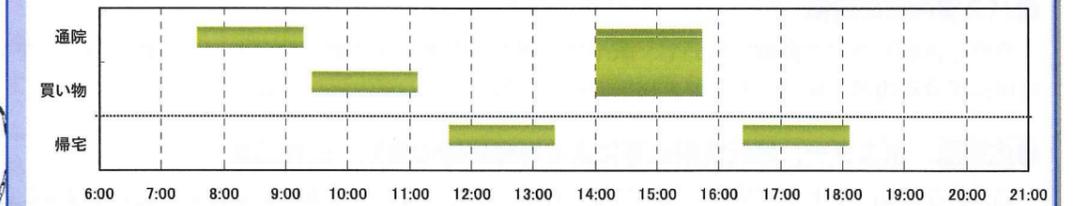
特定区間内の交差点、カーブなどの付近など危険でない場所に限りバス停に限らず乗り降りできる方法。乗車の際には、予約の際伝えた場所で車両が着たら手を挙げるなどして乗車し、降車の際には降車位置を運転手に伝え降車できます。



【運行便数イメージ】

■買い物、通院等の利用者行動に即した便の検討

現在のデマンドタクシーは、午前中のみでの運行であるが午後の増便等により利用者行動に即した便数の確保を検討する。



【望月地区 全線】

■医療施設、商店街、商業施設の利用に配慮した経路バス停の検討



【田口・青沼線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【火・木運行】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【切原・白田線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【月・水・金運行】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【延沢線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【合の沢線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【豊石線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【寺久保線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【観音寺線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【御牧原線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

【長者原線】

■市街地部以外でのフリー乗降の導入検討

施設凡例

- 市役所
- 官公庁
- 小・中学校
- 高校・短大等
- 病院
- 主な商業施設

## 6. 利用促進、ソフト的な施策

### ●バス路線図・時刻表の改訂

住民アンケートでも多く意見が寄せられた、周知、PR活動と利用促進の一環とし、バス運行路線経路図を掲載した時刻表を作成し、全戸配布を行う。

### ●バス案内板の設置

見直し再編したバス路線について、駅や市役所など主要な乗り継ぎ地点での乗り継ぎの案内を主目的としつつ、地域住民や利用者に知ってもらい、利用促進の一環としての案内板の設置を検討する。

### ●広報誌、ポスター、地元説明会等による再編路線の周知・広報活動

効果的な周知・PRを実施するためには、対象者に応じた利用媒体による展開を使い分けることが重要である。そのため、利用者の年齢層に応じた各種媒体等を通じた、周知・PRの展開を検討する。

### ●割引回数券等の発行

割引回数券、1日フリーパスなど、利用のしやすさ、運賃の割安感を創出し、公共交通利用への転換、利用促進を検討する。

### ●高齢者の免許自主返納に対する支援

高齢者が絡んだ交通事故が増加し、免許証を自主返納する高齢者数も増加傾向にある。

そこで、自主返納した高齢者に対して自主返納時に割引回数券等を配布し、公共交通利用への転換を促すことを検討する。

### ●モビリティ・マネジメントの実施

公共交通をテーマとして、小・中学校や地域におけるイベント・出前講座・講演会の開催など、日常生活の中で住民が公共交通について考える場を数多く提供することにより、公共交通利用への意識の醸成を図る取り組みを検討する。公共交通の利用促進及び温室効果ガスの削減に寄与する取組みとして、地域企業・関係機関と連携し、ノーマイカーデーの実施を検討する。

### ●利用促進・体験イベント等の開催

住民を対象に、バス試乗体験や利用促進デー、商店街等のイベントなどを通じてバスの利用体験ができる機会の創出、利用者に配慮した乗り継ぎを案内・介助者（ボランティア）の乗車や、講演会・セミナー等の実施を通じて、公共交通に対する意識醸成に対する取り組みを検討する。

### ●有効なバス車両ラッピングの検討

現在、市が委託運行している市内巡回バスのうち、一部の車両は、市の花であるコスモスをあしらった比較的シンプルなデザインとなっている。このような車両に、親しみの持てるようなラッピングを施したり、企業広告の掲載により運行経費の補填に当てるなど有効なバス車両ラッピングの検討を行う。

### ●高齢者等の利用に配慮したバリアフリー車両の導入検討

高齢社会を迎え、乗降が容易で着席しやすいなど、高齢者等に優しいバリアフリー車両の導入が課題となっているため、バス車両の更新時期に合わせ、道路の勾配や広さ、積雪等の運行路線状況も考慮する中で、高齢者等の乗降に配慮したノンステップバスをはじめとする低床型車両等のバリアフリー車両の導入を検討する。

### ●商店街・商業施設等との連携による取り組み

商店街、商業施設などと連携し、買い物などでの公共交通利用者への割引による利用者の増加、地元企業との連携による広告掲載などによる収入を公共交通維持に当てるなど、地域と連携した取り組みを検討する。

## 7. 事業の実施体制

本計画の計画期間は平成24年度から平成26年度の3年間とする。

本計画の進行・管理等については、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会が行い、計画期間以降は地域公共交通会議により協議を行っていくものとする。

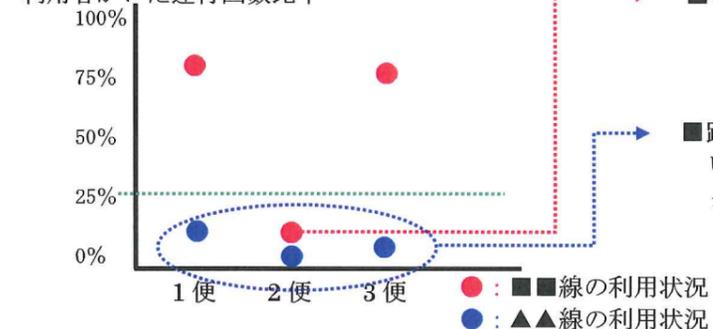
この計画期間内にはPDCAサイクル（下図参照）を踏まえ、利用実態や運行状況について分析・評価し、改善すべき施策は改善し、地域住民や関係機関等と協議も行き継続すべき施策は継続することにより、地域に根ざしたものとなるよう改善を繰り返していくものとする。

なお、本計画に基づき運行する路線については、利用状況を継続的に調査・把握し、必要に応じ毎年運行形態の見直しを行う。

その際、利用状況等を見る中で必要に応じデマンドタクシー化、運行休止、運行廃止なども視野に入れた変更、改善を行っていくものとする。

### 【変更・改善の検討例】

一定期間における  
利用者がいた運行回数比率



■特定の便における問題は、当該便の運行休止、デマンドタクシー化などの検討

■路線で、全体的に利用者が少ない場合は、当該路線のデマンドタクシー化などを検討

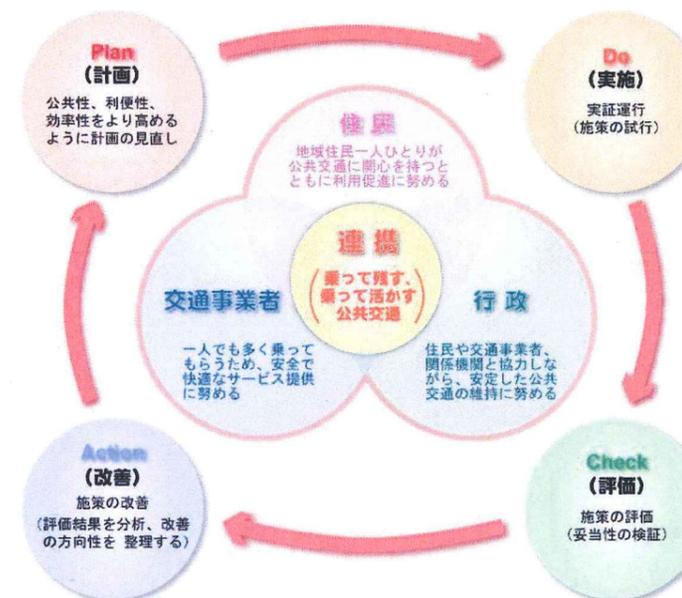


図3 PDCAサイクルイメージ

# 1 佐久市生活交通ネットワーク計画に基づく平成24年10月からの運行内容

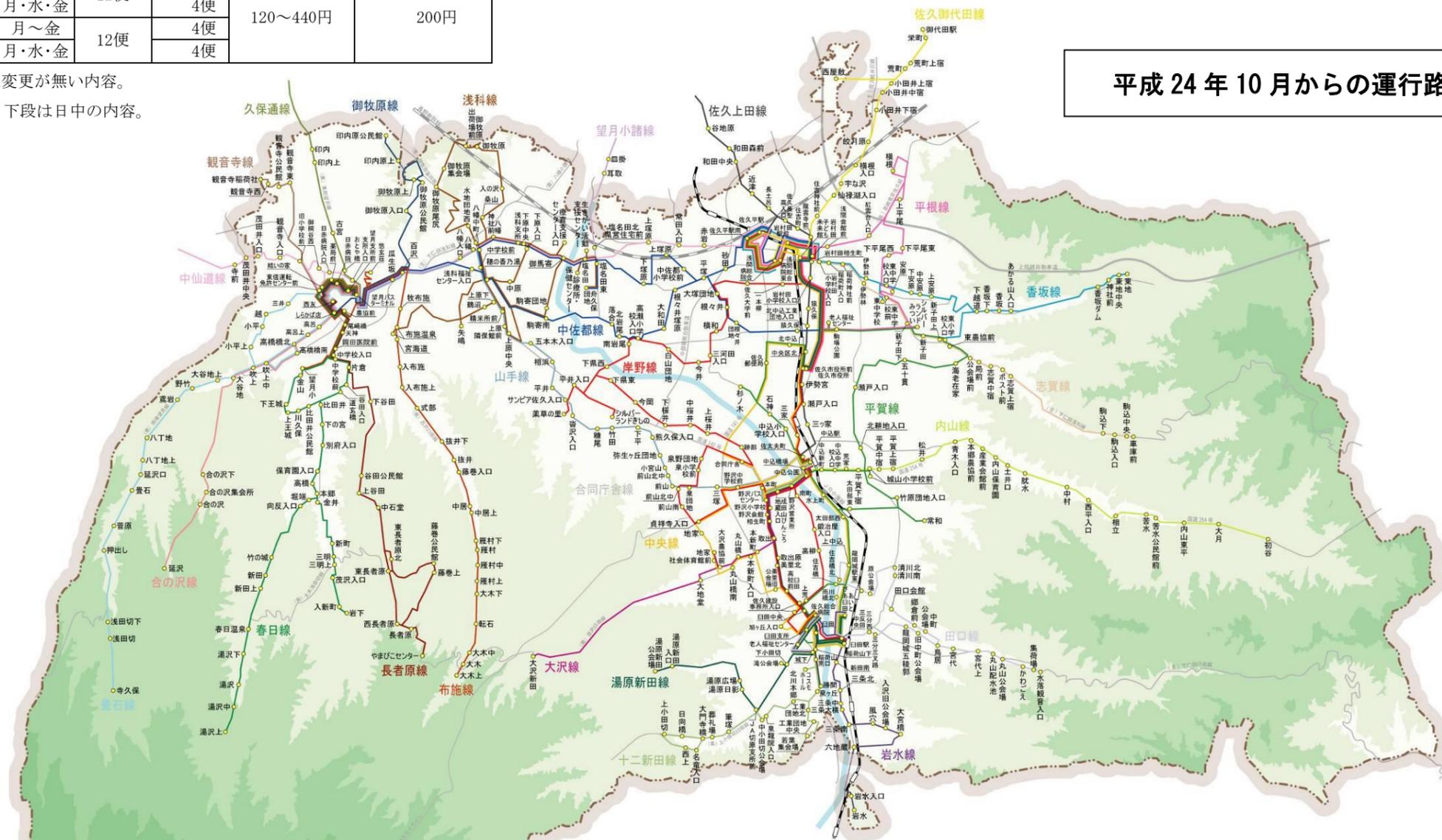
平成24年3月に策定した「佐久市生活交通ネットワーク計画」に基づき、平成24年10月から、以下の内容でバス・デマンドタクシーの運行を開始しました。

運行種別	現行路線	運行日		運行便数		運賃	
		旧	10月～	旧	10月～	旧	10月～
都市間 連絡バス	佐久御代田線	月～金	←	8便	←	140～390円 (市内)	200円
	久保通線	月～金	←	8便	←	110～210円 (市内)	←
市内完結バス	山手線	月～金	月～金	8便	5便	140～1,000円	200円
			火・木	←	3便		
	香坂線	月～土	月～金	7便	5便	140～580円	200円
			月・水・金	←	3便		
	志賀線	月～土	月～金	12便	5便	140～600円	200円
			月・水・金	←	3便		
	内山線	毎日	月～金	13便	6便	140～710円	200円
			火・木	←	3便		
	大沢線	月～金	月～金	6便	5便	140～510円	200円
			火・木	←	3便		
布施線	月～金	月～金	10便	4便	120～540円	200円	
		火・木	←	4便			
春日線	岩下方面	毎日	月～金	12便	4便	120～440円	200円
			月・水・金	←	4便		
	湯沢方面	毎日	月～金	12便	4便		
			月・水・金	←	4便		

※運行日、運行便数、運賃欄の←は変更が無い内容。  
 ※運行日、運行便数の上段は朝夕、下段は日中の内容。

運行種別	現行路線	旧路線	運行日		運行便数		運賃		
			旧	10月～	旧	10月～	旧	10月～	
市内巡回バス	浅科線		月・水・金	←	4便	5便	100円	200円	
	中佐都線		火・木	月・水・金	6便	5便	100円	200円	
	中央線		火・木	←	4便	5便	100円	200円	
	平根線		月・水・金	←	6便	5便	100円	200円	
	岸野線		月・水・金	←	4便	←	100円	200円	
デマンドタクシー	白田地域	湯原新田線	切原・白田線	月・水・金	火・木	2便	5便	100円	200円
		十二新田線	(市内巡回バス)	月・水・金	火・木	←	5便	←	200円
		田口線	田口・青沼線	月・水・金	火・木	2便	5便	100円	200円
	望月地域	岩水線	(市内巡回バス)	月・水・金	火・木	←	5便	←	200円
		御牧原線		火	←	2便	5便	100～400円	200円
		観音寺線		水	←	2便	5便	300円	200円
	望月地域	長者原線		月・木	←	2便	5便	100～500円	200円
		合の沢線		水	←	2便	5便	100～400円	200円
		暁石線		月・水・金	←	3便	5便	100～500円	200円

※運行日、運行便数、運賃欄の←は変更が無い内容。



平成24年10月からの運行路線図

## 2 路線別利用状況

佐久市生活交通ネットワーク計画に基づく運行を開始した平成24年10月以降の利用状況について、運行事業者による平成24年10月～平成25年4月の停留所別の乗降データをもとに下表に整理した。  
その結果より、7ヶ月間の利用状況は以下のとおりである。

- 7ヶ月間の月別利用者数は、5,800～7,500で推移し、12月、3月、4月などは学生が休みとなるため、他の月に比べ利用者は若干少なくなっている。
- 日平均利用者は、2月の500人が最大で、最小は3月の386人となっている。

表1 路線別利用者数表

		月別利用者数							
		平成24年			平成25年				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
都市間連絡バス	佐久御代田線	238	207	197	214	327	289	289	
	久保通線	889	792	716	748	655	388	563	
市内完結バス	山手線	774	954	940	1,112	1,074	702	772	
	計	774	954	940	1,112	1,074	702	772	
	毎日運行便	727	868	859	1,024	985	614	702	
	曜日運行便	47	86	81	88	89	88	70	
	香坂線	332	321	302	321	307	282	256	
	計	332	321	302	321	307	282	256	
	毎日運行便	293	284	255	273	270	209	207	
	曜日運行便	39	37	47	48	37	73	49	
	志賀線	333	373	353	399	411	354	338	
	計	333	373	353	399	411	354	338	
	毎日運行便	279	319	267	306	333	269	288	
	曜日運行便	54	54	86	93	78	85	50	
	内山線	765	918	767	865	904	691	914	
	計	765	918	767	865	904	691	914	
	毎日運行便	680	833	673	775	820	586	784	
	曜日運行便	85	85	94	90	84	105	130	
	大沢線	1,583	1,422	1,133	1,347	1,538	794	1,423	
	計	1,583	1,422	1,133	1,347	1,538	794	1,423	
毎日運行便	1,569	1,413	1,119	1,330	1,510	776	1,412		
曜日運行便	14	9	14	17	28	18	11		
布施線	255	290	206	222	269	189	162		
計	255	290	206	222	269	189	162		
毎日運行便	202	239	159	184	230	138	89		
曜日運行便	53	51	47	38	39	51	73		
春日線	680	626	476	549	601	470	359		
計	680	626	476	549	601	470	359		
毎日運行便	442	447	293	380	440	289	205		
曜日運行便	238	179	183	169	161	181	154		
市内バス巡回	浅科線	177	155	169	128	148	156	173	
	中佐都線	315	330	298	270	272	290	247	
	中央線	63	90	51	61	109	76	100	
	平根線	213	190	146	130	170	164	131	
	岸野線	514	407	454	358	371	465	427	
	平賀線	113	119	107	114	111	122	136	
クン城白シドデ田口タマ地	湯原新田線	43	37	44	33	54	55	51	
	十二新田線	70	63	72	68	64	82	111	
	田口線	105	84	67	46	69	74	85	
	岩水線	7	11	24	16	18	29	38	
タデ望クマ月シン地ド域	御牧原線	14	13	13	6	13	17	14	
	観音寺線	11	10	4	8	16	7	14	
	長者原線	30	41	45	25	12	22	28	
	合の沢線	0	0	0	0	0	0	0	
	曇石線	27	23	22	18	23	32	32	
都市間連絡バス	1,127	999	913	962	982	677	852		
市内完結バス	4,722	4,904	4,177	4,815	5,104	3,482	4,224		
市内巡回バス	1,395	1,291	1,225	1,061	1,181	1,273	1,214		
白田地域デマンドタクシー	225	195	207	163	205	240	285		
望月地域デマンドタクシー	82	87	84	57	64	78	88		
合計	7,551	7,476	6,606	7,058	7,536	5,750	6,663		

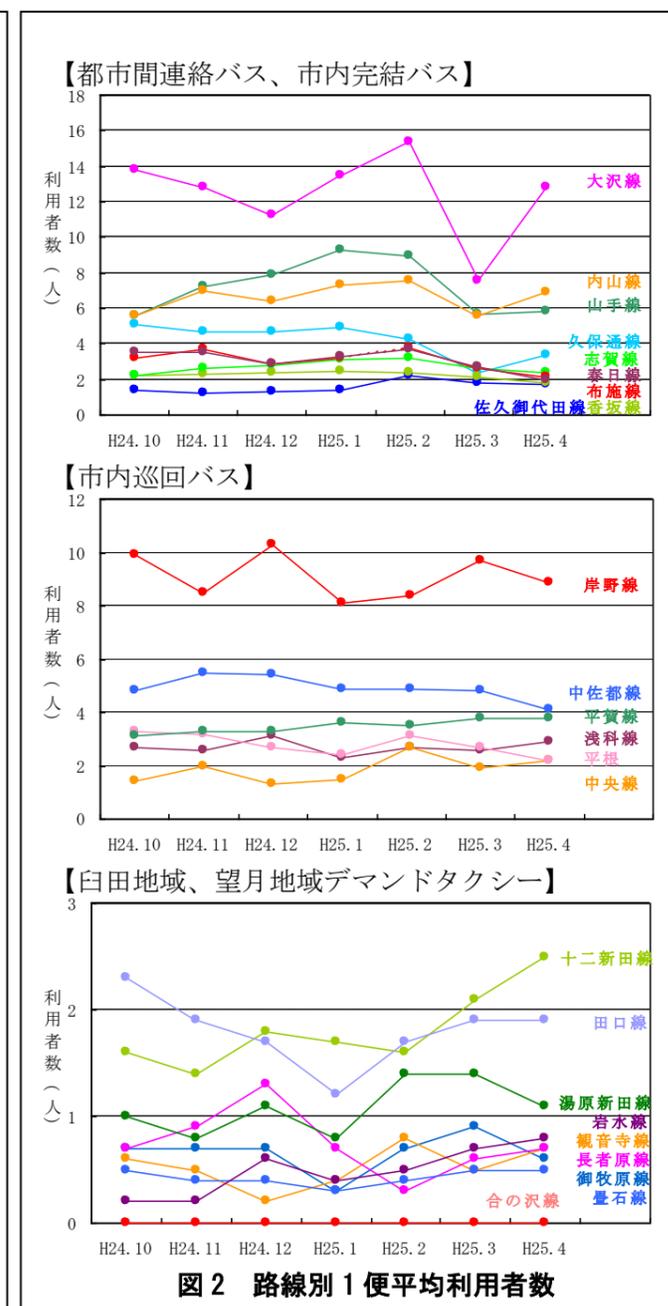
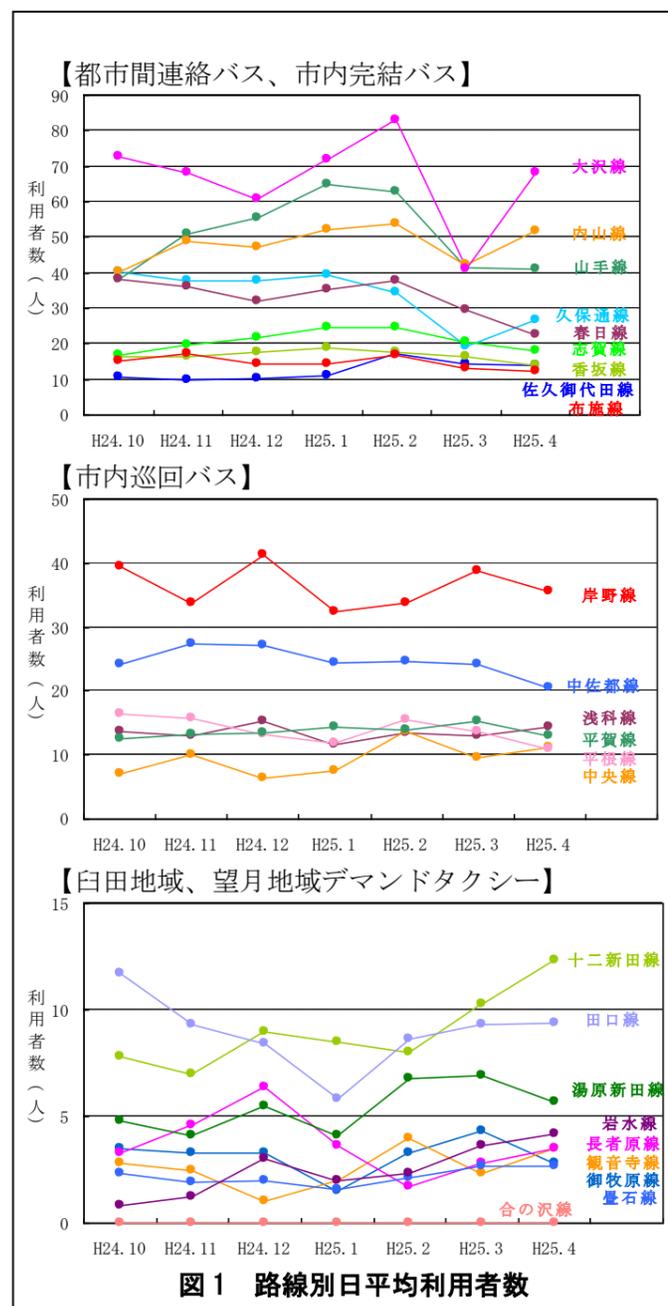
		日平均利用者数							
		平成24年			平成25年				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
都市間連絡バス	佐久御代田線	10.8	9.9	10.4	11.3	17.2	14.5	13.8	
	久保通線	40.4	37.7	37.7	39.4	34.5	19.4	26.8	
市内完結バス	山手線	38.2	50.9	55.3	64.9	62.9	41.7	41.2	
	計	38.2	50.9	55.3	64.9	62.9	41.7	41.2	
	毎日運行便	33.0	41.3	45.2	53.9	51.8	30.7	33.4	
	曜日運行便	5.2	9.6	10.1	11.0	11.1	11.0	7.8	
	香坂線	16.3	16.6	17.7	18.8	17.6	16.6	14.0	
	計	16.3	16.6	17.7	18.8	17.6	16.6	14.0	
	毎日運行便	13.3	13.5	13.4	14.4	14.2	10.5	9.9	
	曜日運行便	3.0	3.1	4.3	4.4	3.4	6.1	4.1	
	志賀線	16.9	19.7	21.9	24.6	24.6	20.6	17.9	
	計	16.9	19.7	21.9	24.6	24.6	20.6	17.9	
	毎日運行便	12.7	15.2	14.1	16.1	17.5	13.5	13.7	
	曜日運行便	4.2	4.5	7.8	8.5	7.1	7.1	4.2	
	内山線	40.3	49.1	47.2	52.1	53.7	42.4	51.7	
	計	40.3	49.1	47.2	52.1	53.7	42.4	51.7	
	毎日運行便	30.9	39.7	35.4	40.8	43.2	29.3	37.3	
	曜日運行便	9.4	9.4	11.8	11.3	10.5	13.1	14.4	
	大沢線	72.9	68.3	60.7	72.1	83.0	41.1	68.4	
	計	72.9	68.3	60.7	72.1	83.0	41.1	68.4	
毎日運行便	71.3	67.3	58.9	70.0	79.5	38.8	67.2		
曜日運行便	1.6	1.0	1.8	2.1	3.5	2.3	1.2		
布施線	15.1	17.1	14.3	14.5	17.0	13.3	12.3		
計	15.1	17.1	14.3	14.5	17.0	13.3	12.3		
毎日運行便	9.2	11.4	8.4	9.7	12.1	6.9	4.2		
曜日運行便	5.9	5.7	5.9	4.8	4.9	6.4	8.1		
春日線	38.4	36.2	32.0	35.4	37.8	29.6	22.6		
計	38.4	36.2	32.0	35.4	37.8	29.6	22.6		
毎日運行便	20.1	21.3	15.4	20.0	23.2	14.5	9.8		
曜日運行便	18.3	14.9	16.6	15.4	14.6	15.1	12.8		
市内バス巡回	浅科線	13.6	12.9	15.4	11.6	13.5	13.0	14.4	
	中佐都線	24.2	27.5	27.1	24.5	24.7	24.2	20.6	
	中央線	7.0	10.0	6.4	7.6	13.6	9.5	11.1	
	平根線	16.4	15.8	13.3	11.8	15.5	13.7	10.9	
	岸野線	39.5	33.9	41.3	32.5	33.7	38.8	35.6	
	平賀線	12.6	13.2	13.4	14.3	13.9	15.3	12.9	
クン城白シドデ田口タマ地	湯原新田線	4.8	4.1	5.5	4.1	6.8	6.9	5.7	
	十二新田線	7.8	7.0	9.0	8.5	8.0	10.3	12.3	
	田口線	11.7	9.3	8.4	5.8	8.6	9.3	9.4	
	岩水線	0.8	1.2	3.0	2.0	2.3	3.6	4.2	
タデ望クマ月シン地ド域	御牧原線	3.5	3.3	3.3	1.5	3.3	4.3	2.8	
	観音寺線	2.8	2.5	1.0	2.0	4.0	2.3	3.5	
	長者原線	3.3	4.6	6.4	3.6	1.7	2.8	3.5	
	合の沢線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	曇石線	2.3	1.9	2.0	1.6	2.1	2.7	2.7	
都市間連絡バス	51.2	47.6	48.1	50.7	51.7	33.9	40.6		
市内完結バス	238.1	257.9	249.1	282.4	296.6	205.3	228.1		
市内巡回バス	113.3	113.3	116.9	102.3	114.9	114.5	105.5		
白田地域デマンドタクシー	25.1	21.6	25.9	20.4	25.7	30.1	31.6		
望月地域デマンドタクシー	11.9	12.3	12.7	8.7	11.1	12.1	12.5		
合計	439.6	452.7	452.7	464.5	500.0	395.9	418.3		

※1：白田地域、望月地域デマンドタクシーの日平均は利用可能日数により除した値で、実際の稼働日数とは異なる。

表2 路線別利用者数

		1便平均利用者数							
		平成24年			平成25年				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
都市間連絡バス	佐久御代田線	1.4	1.2	1.3	1.4	2.2	1.8	1.7	
	久保通線	5.1	4.7	4.7	4.9	4.3	2.4	3.4	
市内完結バス	山手線	計	5.6	7.2	7.9	9.3	9.0	5.7	5.8
		毎日運行便	6.6	8.3	9.0	10.8	10.4	6.1	6.7
		曜日運行便	1.7	3.2	3.4	3.7	3.7	3.7	2.6
	香坂線	計	2.2	2.3	2.4	2.5	2.4	2.1	1.8
		毎日運行便	2.7	2.7	2.7	2.9	2.8	2.1	2.0
		曜日運行便	1.0	1.0	1.4	1.5	1.1	2.0	1.4
	志賀線	計	2.2	2.6	2.8	3.1	3.2	2.6	2.4
		毎日運行便	2.5	3.0	2.8	3.2	3.5	2.7	2.7
		曜日運行便	1.4	1.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.4
	内山線	計	5.6	7.0	6.4	7.3	7.6	5.6	6.9
		毎日運行便	6.2	7.9	7.1	8.2	8.6	5.9	7.5
		曜日運行便	3.1	3.1	3.9	3.8	3.5	4.4	4.8
大沢線	計	13.8	12.8	11.3	13.5	15.4	7.6	12.8	
	毎日運行便	17.8	16.8	14.7	17.5	19.9	9.7	16.8	
	曜日運行便	0.5	0.3	0.6	0.7	1.2	0.8	0.4	
布施線	計	3.2	3.7	2.9	3.2	3.8	2.6	2.1	
	毎日運行便	4.6	5.7	4.2	4.8	6.1	3.5	2.1	
	曜日運行便	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2	1.6	2.0	
春日線	計	3.5	3.5	2.9	3.3	3.7	2.7	2.0	
	毎日運行便	5.0	5.3	3.9	5.0	5.8	3.6	2.4	
	曜日運行便	2.3	1.9	2.1	1.9	1.8	1.9	1.6	
市内バス	浅科線	2.7	2.6	3.1	2.3	2.7	2.6	2.9	
	中佐都線	4.8	5.5	5.4	4.9	4.9	4.8	4.1	
	中央線	1.4	2.0	1.3	1.5	2.7	1.9	2.2	
	平根線	3.3	3.2	2.7	2.4	3.1	2.7	2.2	
	岸野線	9.9	8.5	10.3	8.1	8.4	9.7	8.9	
	平賀線	3.1	3.3	3.3	3.6	3.5	3.8	3.8	
	湯原新田線	1.0	0.8	1.1	0.8	1.4	1.4	1.1	
クン域白シドデ田   タマ地	十二新田線	1.6	1.4	1.8	1.7	1.6	2.1	2.5	
	田口線	2.3	1.9	1.7	1.2	1.7	1.9	1.9	
タデ望クマ月   シン地   ド城	岩水線	0.2	0.2	0.6	0.4	0.5	0.7	0.8	
	御牧原線	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.9	0.6	
	観音寺線	0.6	0.5	0.2	0.4	0.8	0.5	0.7	
	長者原線	0.7	0.9	1.3	0.7	0.3	0.6	0.7	
	合の沢線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	曇石線	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	
都市間連絡バス	3.3	3.0	3.0	3.2	3.3	2.1	2.6		
市内完結バス	5.2	5.6	5.2	6.0	6.4	4.1	4.8		
市内巡回バス	4.2	4.2	4.4	3.8	4.2	4.3	4.0		
白田地域デマンドタクシー	1.3	2.2	2.6	2.1	2.6	3.1	3.2		
望月地域デマンドタクシー	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5		
合計	2.9	3.1	3.1	3.1	3.4	2.8	3.0		

※1：白田地域、望月地域デマンドタクシーの1便平均は利用可能日数、便数により除した値で、実際の稼働日数、便数とは異なる。



※白田地域、望月地域デマンドタクシーの日平均、1便平均は利用可能日数、便数により除した値で、実際の稼働日数、便数とは異なる。

### 3 利用促進等のソフト施策の実施と利用状況

#### (1) 平成24年10月の運行見直しに係る周知活動

- ・説明会：5回82名参加、出前講座：3回64名参加
- ・広報誌掲載：4回、FM放送：1回、CATV放送：1回
- ・地元回覧：1回（デマンドタクシーの利用方法について：臼田・望月地区）

#### (2) バス路線図、時刻表の配布

平成24年10月の運行見直しに向け、市広報誌での事前周知とともに、市内全路線の路線図、利用方法、移動例などを掲載した時刻表を全戸に配布した。（図3参照）

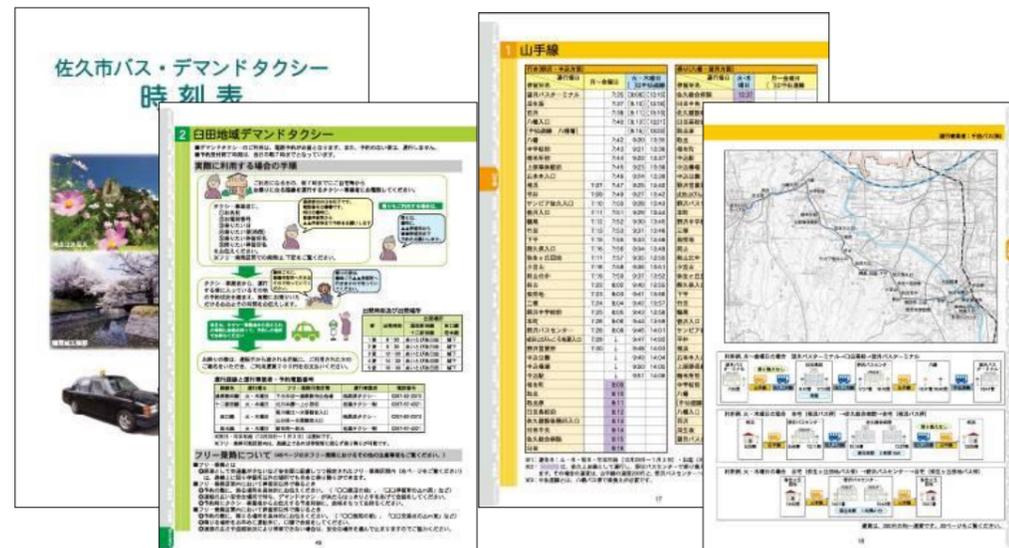


図3 配布した時刻表

#### (3) 停留所案内板の設置

市内巡回バス、デマンドタクシーの各運行形態別に形状を変更し、路線に応じた配色を施し、路線図の掲載を行った停留所案内板を設置した。（図4参照）



図4 設置した停留所案内板

#### (4) 割引回数券、フリーパス券の導入

佐久御代田線、市内完結バス、市内巡回バス、臼田地域デマンドタクシー、望月地域デマンドタクシーで共通して利用できる、割引回数券と1日フリーパス券を導入した。

- 割引回数券：200円券11枚綴りを2,000円で販売。
- フリーパス券：500円で当日に限り対象路線が乗り放題。

- 「割引回数券」は、7ヶ月間で238組販売され、幅広い路線で2,499枚が使用（4月末時点）されている。
- 「フリーパス券」は、7ヶ月間で4枚販売されており、1日に5～6回程度バスを利用された方もいるようである。

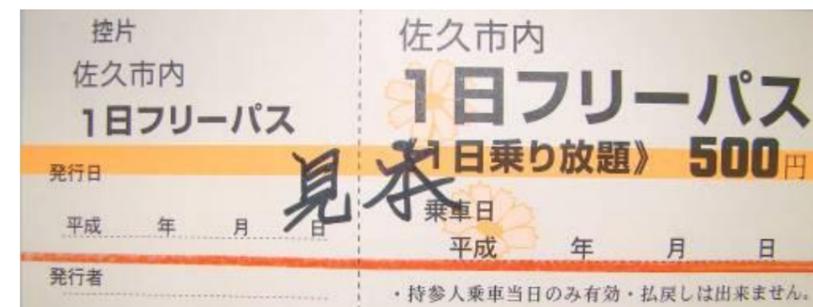


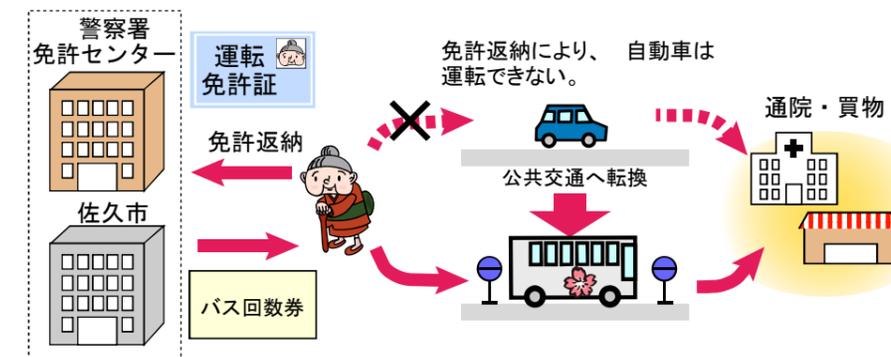
図5 1日フリーパス券

#### (5) 運転免許自主返納者に対する支援

公共交通利用への転換を促す施策として導入した「運転免許自主返納者に対する支援」は、7ヶ月間で16名の方が申請、ご活用いただいている。

「運転免許自主返納者に対する支援」は、以下の全てに該当する方に、割引回数券10組（110回乗車分）を1日に限り無償配布するものです。

- ・運転免許証の全種別を自主的に公安委員会へ返納した者
- ・平成23年10月1日以降に返納した者
- ・本券申請時に佐久市に居住している者



#### 4 佐久市生活交通ネットワーク計画における再編の考え方と実施状況

佐久市生活交通ネットワーク計画における再編の考え方に基づく、変更内容とその実施状況、および利用状況について下表に整理した。

表3 佐久市生活交通ネットワーク計画における再編の考え方に基づく実施内容と利用状況

再編における考え方	具体的内容	実施内容（実施状況）	利用状況（4月実績より）
現行の運行路線を基本とした再編	・周辺市町と関連する廃止代替路線の調整	・佐久御代田線は、御代田町との協議により定額運賃を導入した。 ・久保通線は、東御市との協議により従来通りとした。 ・バス事業者より廃止申し入れがされた望月小諸線は、小諸市との協議により「小諸すみれ号」による代替運行を開始。	・1pの運行内容、2pの路線別利用状況のとおり。
	・運行廃止に伴う運行継続措置	・バス事業者の自主運行路線が廃止された山手線は、市内完結バス（廃止代替バス）として、市が運行経費を負担して運行を継続。	・1pの運行内容、2pの路線別利用状況のとおり。
	・利用目的に配慮したバス停、経路の変更を検討	・山手線において、佐久総合病院への通院などに配慮し、望月～臼田間を野沢バスセンターで乗り換えなしで連絡する運行便を設定、導入（山手線－佐久上田線）。 ・東信運転免許センターへのアクセスの確保。（中仙道線・久保通線）	・佐久上田線との連続利用者は92名で、佐久総合病院、臼田高校前、臼田までの利用者が多い。
	・異なる交通手段相互の連携・結節性の強化を図る	・鉄道との結節性を高める目的で、佐久平駅、中込駅、臼田駅への乗り入れを実施。（香坂線・志賀線・大沢線・岸野線・中央線・平賀線） ・臼田地域デマンドタクシーの市内巡回バス中央線・平賀線への接続。	・乗り入れた鉄道駅で82人の利用。 佐久平駅（香坂線・志賀線）：46人 中込駅（大沢線・岸野線）：32人 臼田駅（中央線・岸野線・平賀線）：4人
目的別の利用対象者の移動に配慮した運行形態による再編	・通学手段となる路線・便は、現状を踏まえつつ維持・確保する	・関係機関と調整し、従前の運行を維持・継続している。	・1pの運行内容のとおり。
	・日中の通院、買い物に対応した手段としてのサービスを確保する	・通院行動に配慮し昼頃の増便を実施。（浅科線・中央線）	・浅科線（12:30発）の利用者は1人。 ・中央線（12:50発）の利用者は17人。
		・佐久平駅南バス停を新設。（香坂線・志賀線・中佐都線・中央線・平根線・岸野線・平賀線） ・望月地区の西友前バス停を新設。（春日線・布施線） ・望月地域デマンドタクシーの西友横停留所を西友駐車場内へ移設。	・佐久平駅南バス停（香坂線・志賀線・中佐都線・中央線・平根線・岸野線・平賀線）の利用者は98人。 ・西友前バス停（春日線・布施線）の利用者は19人。 ・西友停留所（望月地域デマンドタクシー）の利用者は19人。
		・利用頻度の少ない日中の曜日運行化を実施。（香坂線・志賀線・内山線・大沢線・春日線・布施線）	・2pの路線別利用状況のとおり。
		・通院、買い物など行動に配慮し、臼田地域、望月地域デマンドタクシーの運行便数を2便から5便へ増便。	・臼田地域デマンドタクシーの日利用者は約32人。 ・望月地域デマンドタクシーの日利用者数は13人。
		・臼田地域・望月地域デマンドタクシーで、経路上で停留所に限らず乗降できる「フリー乗降区間」を導入。	・フリー乗降区間での利用者は27人。
運行形態に応じた運賃体系の導入による再編	・曜日運行路線などでは運行サービスレベルに応じた一定の運賃見直しを検討する	・自主運行路線と久保通線を除く23路線で、200円の定額運賃制を導入した。	・2pの路線別利用状況のとおり。
運行効率の向上を目指した再編		・他路線との重複区間等の経路変更を実施。	・岸野線の経路変更区間（一本柳～横和間）の利用は5人 ・中央線の経路変更区間（本町～美里旧公会場間）の利用は9人
		・小規模需要に対応し、臼田地域で市内巡回バスを廃止しデマンドタクシーを導入。	・2pの路線別利用状況のとおり。

## 平成24年度 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 事業報告書

日付	項目	内容
H24.6.1	第10回協議会(兼第5回公共交通会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度決算及び平成24年度予算案について</li> <li>地域間幹線系統別確保維持計画について</li> <li>地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> <li>佐久市生活交通ネットワーク計画に基づく10月以降の運行計画について</li> <li>佐久市生活交通ネットワーク計画実行支援業務委託について(4/9に(株)地域総合計画と契約)</li> </ul>
H24.6.29	地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>山手線、志賀線、中央線、岸野線、臼田地域デマンドタクシー(4路線)</li> </ul>
H24.6.29	生活交通改善事業計画の策定(6/20~6/29 書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内タクシー業者1社による福祉タクシー導入</li> </ul>
H24.7.27	地域内フィーダー系統確保維持計画の追加認定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>臼田地域デマンドタクシーの運行事業者が決定したことに伴う計画内容の追加申請</li> </ul>
H24.9	10月の運行開始に向けた広報周知、停留所案内板の作成・設置*	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、回覧、説明会、FM放送、CATV放送</li> <li>市内巡回バス、デマンドタクシーの運行形態別の形状、路線ごとの配色を施した停留所案内板の設置</li> </ul>
H24.9.27	地域内フィーダー系統確保維持計画の認定及び補助額の内定	<ul style="list-style-type: none"> <li>北陸信越運輸局長から8路線11系統に対し合計13,944千円の補助内定</li> </ul>
H24.10.1	【佐久市生活交通ネットワーク計画に基づくバス・デマンドタクシーの運行開始】 利用促進のソフト施策*	<ul style="list-style-type: none"> <li>時刻表の全戸配布、共通割引回数券・フリーパス券の販売開始、運転免許証自主返納者支援の開始</li> </ul>
H24.10~	利用状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降者数集計、乗降ヒアリング調査</li> </ul>
H25.1.29	第11回協議会(兼第6回公共交通会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年10月運行開始以降の利用状況について</li> <li>佐久市生活交通ネットワーク計画事業プログラムの進捗と今後の対応について</li> <li>望月小諸線の廃止に伴う対応について</li> </ul>
H25.3.15	佐久市生活交通ネットワーク計画実行支援業務委託の完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>(株)地域総合計画から業務成果品の納品</li> </ul>
H25.4.17	地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価提出(3/18~3/25 書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野運輸支局へ提出</li> </ul>

\*・・・協議会が策定した「佐久市生活交通ネットワーク計画」に位置付けられた事業を佐久市が実施した項目

平成24年度佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 収支決算書

収入済額 5,281,898 円  
 支出済額 4,501,087 円  
 差引残額 780,811 円 (翌年度繰越金)

歳入

(単位:円)

款	項	目	節	当初予算額	収入済額	差引き	説明
				(A)	(B)	(B)-(A)	
1	負担金	1 負担金	1 市負担金	5,050,000	5,050,000	0	佐久市負担金
2	補助金	1 補助金	1 国補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金		231,206	231,206	0	前年度からの繰越金
4	諸収入	1 諸収入	1 雑入	794	692	△ 102	預金利息
合計				5,282,000	5,281,898	△ 102	

歳出

款	項	目	節	当初予算額	予算流用額	予算現額	支出済額	差引き	説明
				(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(C)-(D)	
1	1	1	8 報償費	624,000	0	624,000	123,500	500,500	委員報酬
			9 旅費	185,000	0	185,000	33,269	151,731	委員交通費
	2	1	11 需用費	182,000	△ 2,760	179,240	55,218	124,022	事務用品
			12 役務費	5,000	0	5,000	840	4,160	振込手数料
			14 使用料及び賃借料	33,000	2,760	35,760	35,760	0	高速道路通行料 研修宿泊費
2	1	1	13 委託料	4,253,000	0	4,253,000	4,252,500	500	計画実行支援業務委託料
3	1	1	1 市への返還金	0	0	0	0	0	佐久市負担金の返還金
合計				5,282,000	0	5,282,000	4,501,087	780,913	

平成24年度  
財産目録

平成25年3月31日

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会  
(単位：円)

I 資産の部

1. 流動資産

現金預金

普通預金

八十二銀行 佐久市役所出張所 780,811

2. 固定資産 0

資産合計 780,811

II 負債の部

1. 流動負債 0

2. 固定負債 0

負債合計 0

正味財産 780,811

# 監 査 報 告 書

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会の平成24年度収支決算について  
監査した結果、会計関係帳簿の整備、事務について適正に処理されていること  
を認めましたので、報告します。

平成25年 4 月 23 日

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会  
会 長 小池 茂見 様

監 事

木内美喜雄 

監 事

滝沢 弘 

平成25年度 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 事業計画 (案)

1 事業の概要

本年度は、平成23年度に策定した「佐久市生活交通ネットワーク計画」(以下、「本計画」という。)に基づき平成24年10月から運行を開始したバス・デマンドタクシーの検証及び見直し案の検討、利用促進のためのソフト施策を実施する。

2 事業の内容

2-1 利用状況調査及び運行見直し案検討

①利用実態調査・分析

・乗車ヒアリング：バス・デマンドタクシーの全路線を調査対象

②市民及び各種団体に対する意識調査・分析

・広報誌同梱アンケート：全戸配布し、回答は切取返信用はがき

・市役所等窓口でのアンケート：市役所、各支所等の窓口に掲報誌同梱アンケートと同じものを回収ボックスとともに配置

・団体ヒアリング：医療、福祉、商工、教育等各種組織にヒアリングを実施

③上記を踏まえた運行見直し案の検討

④本計画の改定計画策定

2-2 利用促進施策の実施

①市内巡回バスへのバリアフリー車両導入に係る生活交通改善事業計画の策定  
：バス事業者が購入しラッピングを施す

②乗車体験イベントの検討及び実施

2-3 地域内フィーダー系統確保維持事業の推進

①地域内フィーダー系統確保維持計画の申請

②地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価

3 今年度のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用状況調査及び運行見直し案検討												
ト ①利用実態調査・分析	←————→											
ト ②市民及び各種団体に対する意識調査・分析	←————→											
ト ③運行見直し案検討			←————→									
ト ④佐久市生活交通ネットワーク計画改定計画案策定					←————→							
利用促進施策の実施	←————→											
地域内フィーダー系統確保維持事業の推進	←————→										←————→	
協議会開催			●		●		●			●		●

4 事業実施支援の委託

事業の実施に係る支援を、交通コンサルタント業者へ委託する。

平成25年度 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会予算(案)

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

歳入

(単位:円)

款	項	目	節	金額	説明
1負担金	1負担金	1負担金	1市負担金	5,370,000	佐久市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	1国補助金	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		780,811	前年度繰越金
4諸収入	1諸収入	1雑入		1,189	預金利息
合計				6,152,000	

歳出

(単位:円)

款	項	目	節	金額	説明
1運営費	1会議費	1会議費	8報償費	468,000	委員報酬
			9旅費	139,000	委員費用弁償
	2事務費	1事務費	11需用費	140,000	消耗品等
			12役務費	5,000	振込手数料
			14使用料及び賃借料	400,000	高速道路通行料 乗車体験イベント経費等
2事業費	1事業費	1事業費	13委託料	5,000,000	計画実行支援業務委託料
3返還金	1返還金	1返還金	1市への返還金	0	佐久市負担金の返還金
合計				6,152,000	

## 事業実施支援の委託について

### 1 委託の目的

平成 23 年度に策定した「佐久市生活交通ネットワーク計画（以下、「本計画」という）」の実行に係る各種業務を円滑に遂行するため、交通コンサルタント業者に支援を委託する。

### 2 委託業者の選定

協議会規約第 10 条及び同事務局規程第 11 条の規定により、委託業者の選定は佐久市の例により行うこととし、次のとおり選定を行った。

- H25. 3. 18 平成 25 年度の事業実施支援の委託に係る契約手続きを進めること  
について委員へ書面協議
- H25. 3. 25 請負人等選定委員会（市環境整備推進局）
  - ・選定業者 (株)地域総合計画 長野県須坂市大字野辺 1354-1
  - ・選定理由 平成 23 年度の本計画策定や、平成 24 年度の 10 月の運行開始に向けた準備及び運行開始後の利用状況把握調査に携わっている者に委託することが、本計画の円滑かつ確実な実行が可能であるため。
- H25. 4. 8 見積入札
- H25. 4. 12 (株)地域総合計画と業務委託契約締結
  - ・契約額 4,935,000 円（税込）
  - ・業務計画書 別紙のとおり
  - ・契約期間 平成 25 年 4 月 12 日から平成 26 年 3 月 14 日まで

平成 25 年度  
佐久市生活交通ネットワーク計画実行支援業務

業務計画書

平成 25 年 4 月 12 日

株式会社 地域総合計画

# 1. 業務概要

## 1.1. 業務概要

本業務は、平成 23 年度に策定した「佐久市生活交通ネットワーク計画」（以下、「本計画」という）に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築に向けた各種事業の実施に対する支援を行うことを目的とする。

## 1.2. 調査の概要

調査名：平成 25 年度 佐久市生活交通ネットワーク計画実行支援業務

調査箇所名：佐久市全域（下図参照）

履行期間：自）平成 25 年 4 月 12 日

至）平成 26 年 3 月 14 日

計画機関：佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

作業機関：株式会社 地域総合計画

〒382-0037 長野県須坂市大字野辺 1354-1

TEL:026-248-3645, FAX:026-248-1305

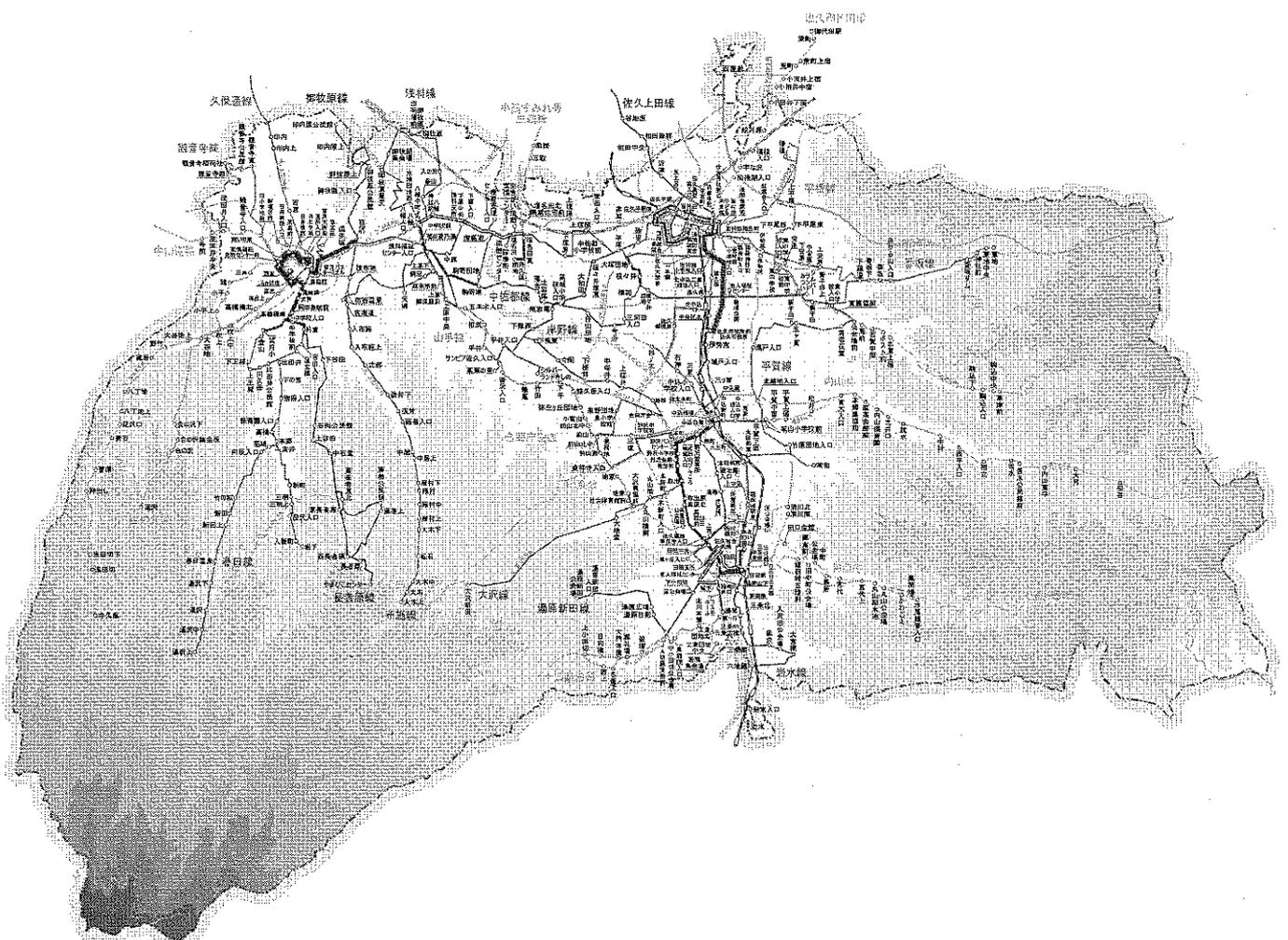


図 1-1 調査範囲、対象路線

## 2. 業務内容

### 2.1. 計画準備

業務の目的、主旨を踏まえ、設計図書に示す業務内容を確認し、業務工程、組織体制、打ち合わせ計画等を記載した業務計画書を作成する。

### 2.2. 利用状況調査及び運行見直し支援

本計画に基づく運行の利用状況、利用者満足度や意見要望などを調査し、運行見直し案の作成と実施の支援を行う。

#### (1) 利用実態調査・分析

利用実態調査・分析では、各路線の利用実績を整理するとともに、運行車両に同乗し利用者へヒアリング調査を行い、利用状況と利用者の意見要望の把握を行うものとする。

調査実施は、6月ごろを想定し、調査の概要は以下のとおり想定する。

なお、調査実施時期、調査項目等の詳細は、発注者との協議により決定するものとする。

#### ①調査対象路線

調査対象路線は、バス事業者の自主運行路線も含め、全てのバス及びデマンドタクシーの全28路線とする。

#### ②調査方法

- ・曜日運行に対応し5日間程度で、各路線1日分の全便を対象とした調査
- ・調査員が運行車両に同乗し、調査票をもとにしたヒアリング形式での調査

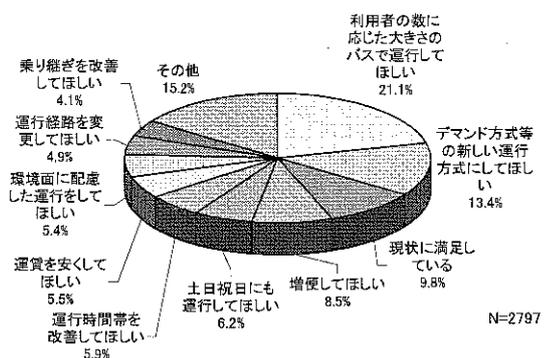
#### ③調査項目

- ・利用者属性（年齢、性別、居住地）
- ・利用目的、目的地
- ・利用頻度
- ・ネットワーク計画に基づく改正前後の比較
- ・満足度
- ・今後の公共交通に対する要望

上記、今後の公共交通に対する要望については、本計画の運行と利用状況などの現状を説明した上で、次頁に示す過年度調査における市民アンケートの「今後の公共交通に対する要望」をベースとした設問を設定し、改定計画に反映すべき利用者意識の把握も行うものとする。

**質問10** 今後の公共交通に対する要望を、重要度の高いものを2つまで選び、あてはまる番号と、( ) 内についての具体的な内容を回答欄にご記入ください。

- |                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 1. 増便してほしい                 | (増便してほしい運行区間、路線名等)              |
| 2. 土日祝日にも運行してほしい           | (運行してほしい区間、路線名等)                |
| 3. 運行時間帯を改善してほしい           | (改善してほしい運行区間、路線名等と希望する時間帯)      |
| 4. 運行経路を変更してほしい            | (変更してほしい運行区間、路線名等と立ち寄ってほしい施設名等) |
| 5. 乗り継ぎを改善してほしい            | (改善してほしい乗り継ぎ場所や鉄道駅名等)           |
| 6. 運賃を安くしてほしい              | (安くしてほしい交通手段、路線名、料金等)           |
| 7. 利用者の数に応じた大きさのバスで運行してほしい | (中型、小型、乗車定員等)                   |
| 8. デマンド方式等の新しい運行方式にしてほしい   |                                 |
| 9. 環境面に配慮した運行をしてほしい        |                                 |
| 10. 現状に満足している              |                                 |
| 11. その他                    | (具体的な内容を回答欄にご記入ください)            |



N=2797

## (2) 市民・各種団体の意識調査・分析

市民・各種団体の意識調査・分析では、市民の意識、公共交通を利用していない方には、利用しない・利用できない理由や状況の調査を行い、公共交通利用に転換していただくための方策を検討する。

なお、調査は各種組織へのヒアリング調査と、市報同梱や市役所窓口における留め置き等によるアンケート調査を想定する。

また、本計画の運行と利用状況などの現状を理解していただいた上で、過年度調査における市民アンケートの「今後の公共交通に対する要望」をベースとした設問を設定し、改定計画に反映すべき非利用者、関連組織の意識の把握も行うものとする。

調査実施は、調査方法に応じ以下のとおり想定する。

なお、調査実施時期、調査項目等の詳細は、発注者との協議により決定するものとする。

### ①市報同梱によるアンケート調査

アンケート用紙はA4 サイズで、一部切り取りにより返信できる、回答用はがきを印刷し、9月市報（8月配布）に同梱する。

### ②市役所窓口の留め置きによる調査

調査用紙は、「市報同梱によるアンケート調査」と同様のものとし、生活環境課や市民課窓口、市役所ロビー、支所など市民の目に触れやすい場所に回収ボックスとともに配置し、意見聴取を行う。

なお、設置期間は8月の1ヶ月間を想定する。

### ③各種組織へのヒアリング調査

各種組織に関連した行動に対し、利用しない・利用できない状況や、公共交通利用に転換していただくための方策、連携についてヒアリング形式で調査を行う。

なお、調査対象としては下表に示すような対象形態別に、具体組織を選定し実施する。

#### 【調査対象機関（案）】

対象	対象の形態	具体的候補
医療	主たる目的地となる施設	浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院
福祉	利用者の多くが所属する組織、利用者を支える組織	老人クラブ連合会、障害者自立支援協議会、社会福祉協議会、シルバー人材連合会会員
商工	公共交通の運行に後方支援する組織	商工会議所、商工会、商店会
教育	公共交通を利用せざるを得ない児童・生徒の所属する組織	小中学校PTA連合会、高校

### (3) 運行の検証

運行の検証では、(1)及び(2)を踏まえ本計画の基本方針・目標に対する現在の運行の評価を行う。

### (4) 運行における問題点の抽出

運行における問題点の抽出では、(1)～(3)を踏まえ、現在の運行における問題点の抽出を行う。

### (5) 運行見直し案の作成

(1)～(4)を踏まえ、運行見直し案を作成する。

なお、運行見直し案は、平成 25 年度中における臼田地域デマンドタクシー等の見直し案、及び平成 26 年度当初からの見直し案などの時点ごとに問題路線ごとの見直し案を作成するものとする。

### (6) 運行見直し実施支援

平成 25 年度中及び平成 26 年度当初に実施する運行見直しの実施を支援する。

## 2.3. 佐久市生活交通ネットワーク改定計画案の策定

「2.2. 利用状況調査及び運行見直し支援」を受け、本計画に対する改定計画案の策定を行う。

## 2.4. 利用促進策の実施支援

利用促進策の実施支援では、本計画に基づくモビリティ・マネジメント、利用促進・体験イベント等の実施に向けた検討、計画、実施支援を行う。

## 2.5. 関係機関等との調整支援

関係機関等との調整支援では、国庫補助金申請書類の作成や、国・県・関係市町村、および交通事業者等との調整等の資料作成支援を行う。

## 2.6. 各種会議等の実施支援

本協議会、地域公共交通会議、住民説明会等の各種協議の実施にあたり、会議資料の作成、会議進行、会議録作成等の支援を行う。

なお、本協議会、地域公共交通会議の開催は計 5 回程度、住民説明会は 7 地区各 1 回を想定するものとする。

## 2.7. 報告書作成

上記までの内容を取りまとめた報告書を作成する。

### 3. 工程表

本業務は、下表に示す工程表を基本として進めるものとする。

なお、打合せは、業務着手前、中間打合せ（5回程度）、成果品納入時を基本とし、発注者が必要と認めた場合には随時開催する。

表 3-1 工程表

	平成25年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1.計画準備	[Gantt bar]											
2.利用状況調査及び運行見直し支援	[Gantt bar]											
2-1.利用実態調査・分析	[Gantt bar] 調査実施											
2-2.市民・各種団体の意識調査・分析	[Gantt bar] 市報、各種団体ヒアリング											
2-3.運行の検証	[Gantt bar]											
2-4.運行における問題点の抽出	[Gantt bar]											
2-5.運行見直し案の作成	[Gantt bar]											
2-6.運行見直し実施支援	[Gantt bar] 年度中改正案 次年度改正案											
3.佐久市生活交通ネットワーク 改定計画案の策定	[Gantt bar]											
4.利用促進策の実施支援	[Gantt bar] 体験イベント											
5.関係機関等との調整支援	[Gantt bar]											
6.各種会議等の実施支援	[Gantt bar]											
7.報告書作成	[Gantt bar]											
協議会・公共交通会議	[Gantt bar] 実施計画等 問題点の抽出結果、見直し案 改定案案 改定案 改定計画											
住民説明会	[Gantt bar] 改定案案											

### 4. 成果品

佐久市生活交通ネットワーク計画改定版 成果報告書及び同概要版 A4版 各50部

業務報告書 A4版 2部

電子データ CD-R 2枚

## 5. 業務組織計画及び連絡体制

本業務における組織及び連絡体制は、次のとおりとする。

(発注者)

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

住所：長野県佐久市中込 3056 番地

TEL：0267-62-3094、FAX：0267-62-7862

(受注者)

株式会社地域総合計画

住所：長野県須坂市大字野辺 1354-1

TEL：026-248-3645、FAX：026-248-1305

# 地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サイバイル戦略～

25年度予算額 333億円  
(対前年度比1.00)

## 地域公共交通確保維持事業

・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取り組みを支援

< 効率運行(航)を前提に、事前に算定された収支差を補助。離島航路、離島航空路の島民割引運賃の取組等も補助。 >

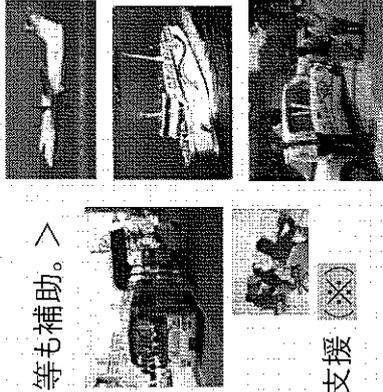
○ 都道府県を主体とした協議会の取組みを支援

： 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク、離島航路・離島航空路の確保・維持 等

○ 市町村を主体とした協議会の取組みを支援

： 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 等

○ 東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持の取組について、特例措置により支援 (※)



## 地域公共交通バリア解消促進等事業

・ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

### バリアフリー化

バス、タクシー、旅客船、  
鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援



### 利用環境の改善

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善を支援



### 地域鉄道の安全性の向上

地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援



## 地域公共交通調査等事業

・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査支援

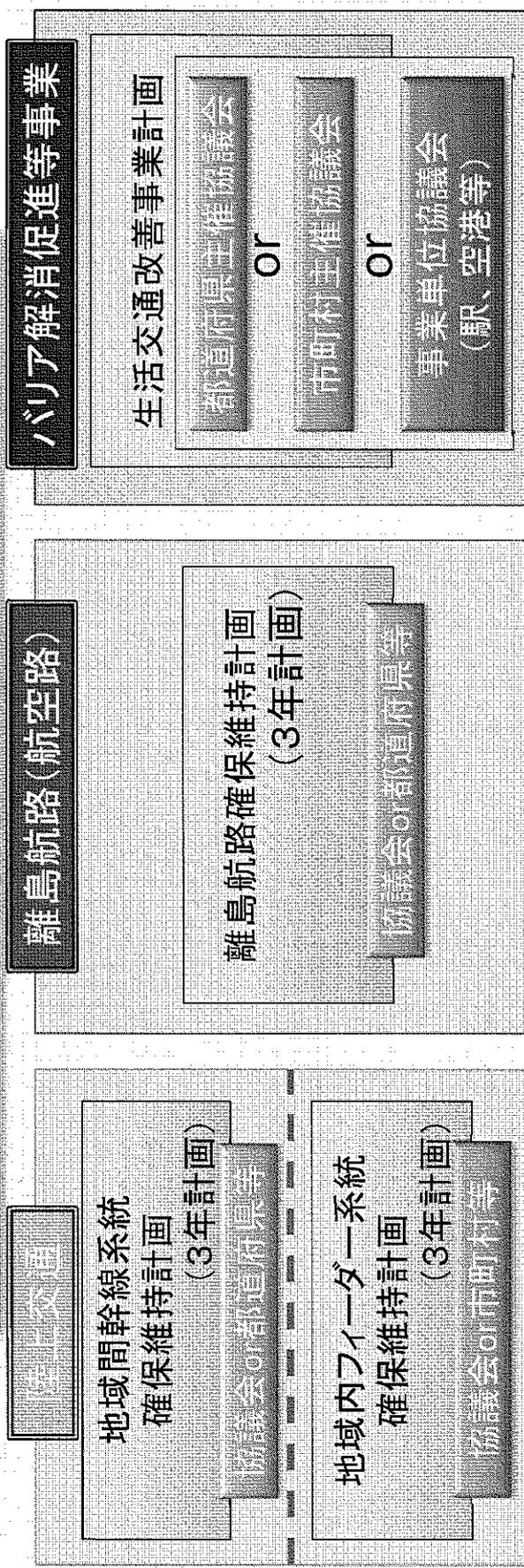
・ 地域ぐるみでの利用促進に資する取り組みを支援

・ 東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持のあり方について、特例措置により支援 (※)

(※) 東日本大震災の被災地域におけるバス交通等生活交通の確保・維持のため、復旧・復興対策に係る経費として、復興庁に計上される27億円を含む。

# 地域の計画について～協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について～

## 生活交通ネットワーク計画



※各計画は分野毎に作成することも可

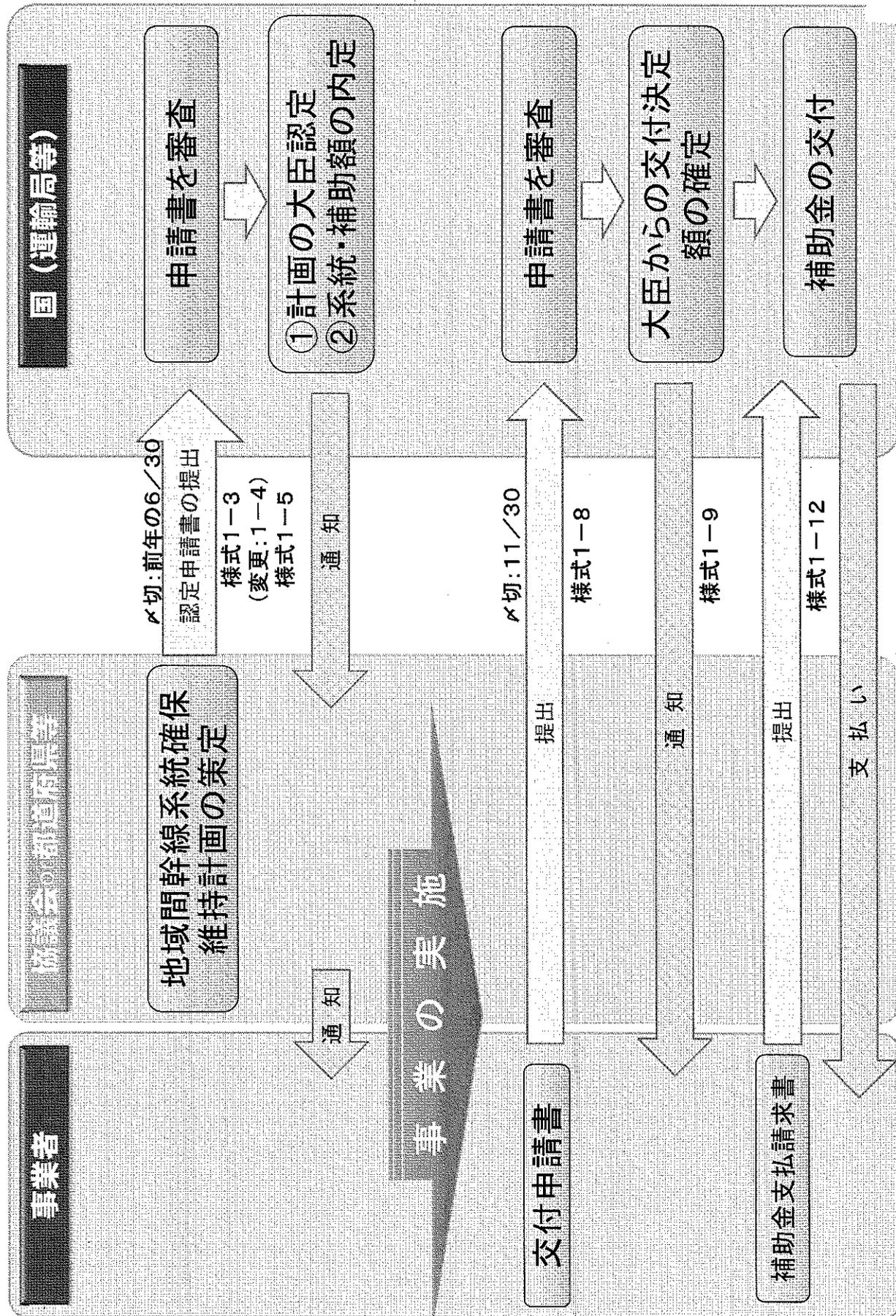
※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線系統確保維持計画と地域内ライダーシステム確保維持計画を別に作成することも可(この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。)

※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

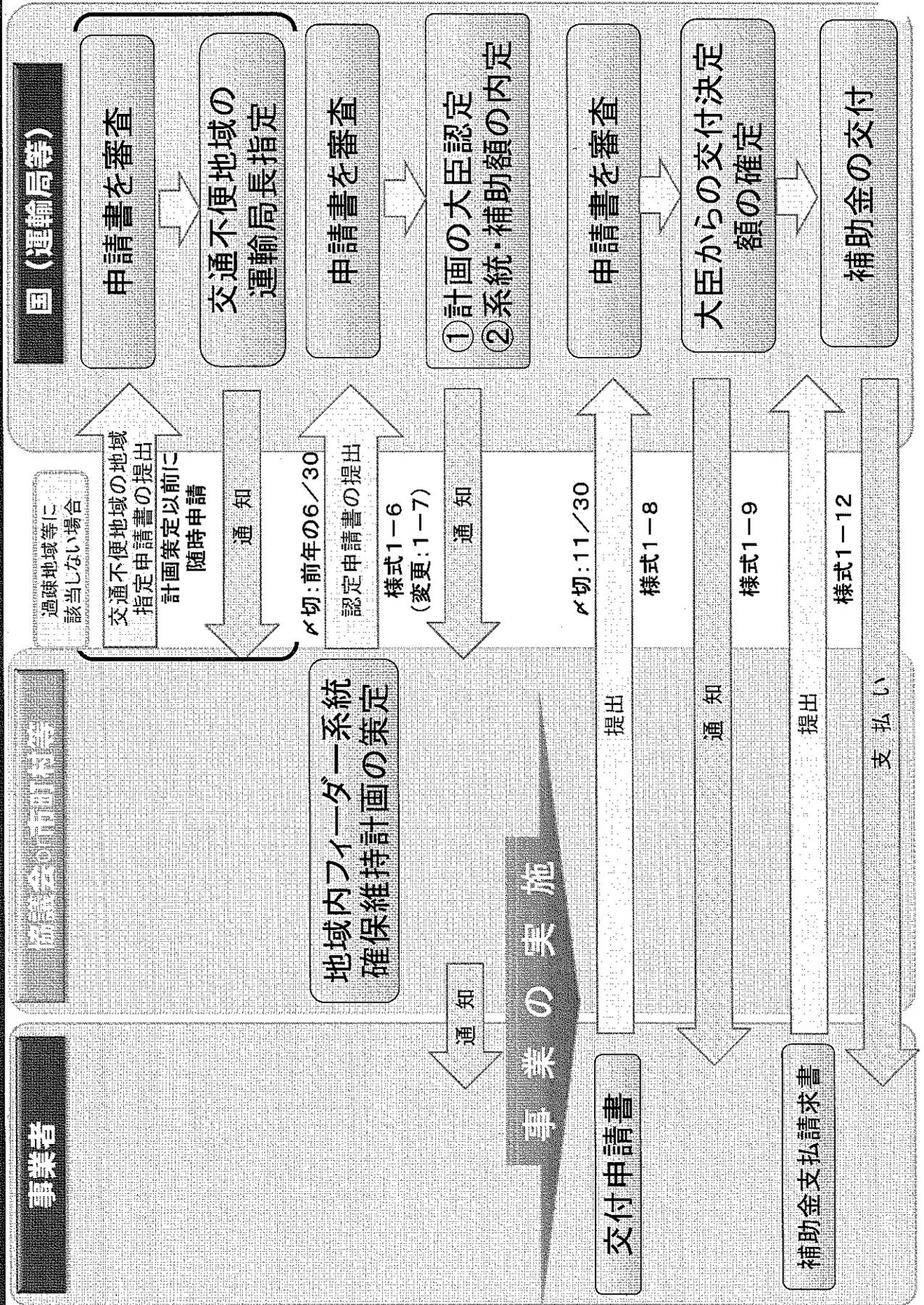
### ○地域協議会の考え方

- 【メンバー】 地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等又は地方航空局)等  
(陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する都道府県及び市町村がともに参加)
- ※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。
- ※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の活用も可能とする。
- ※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。

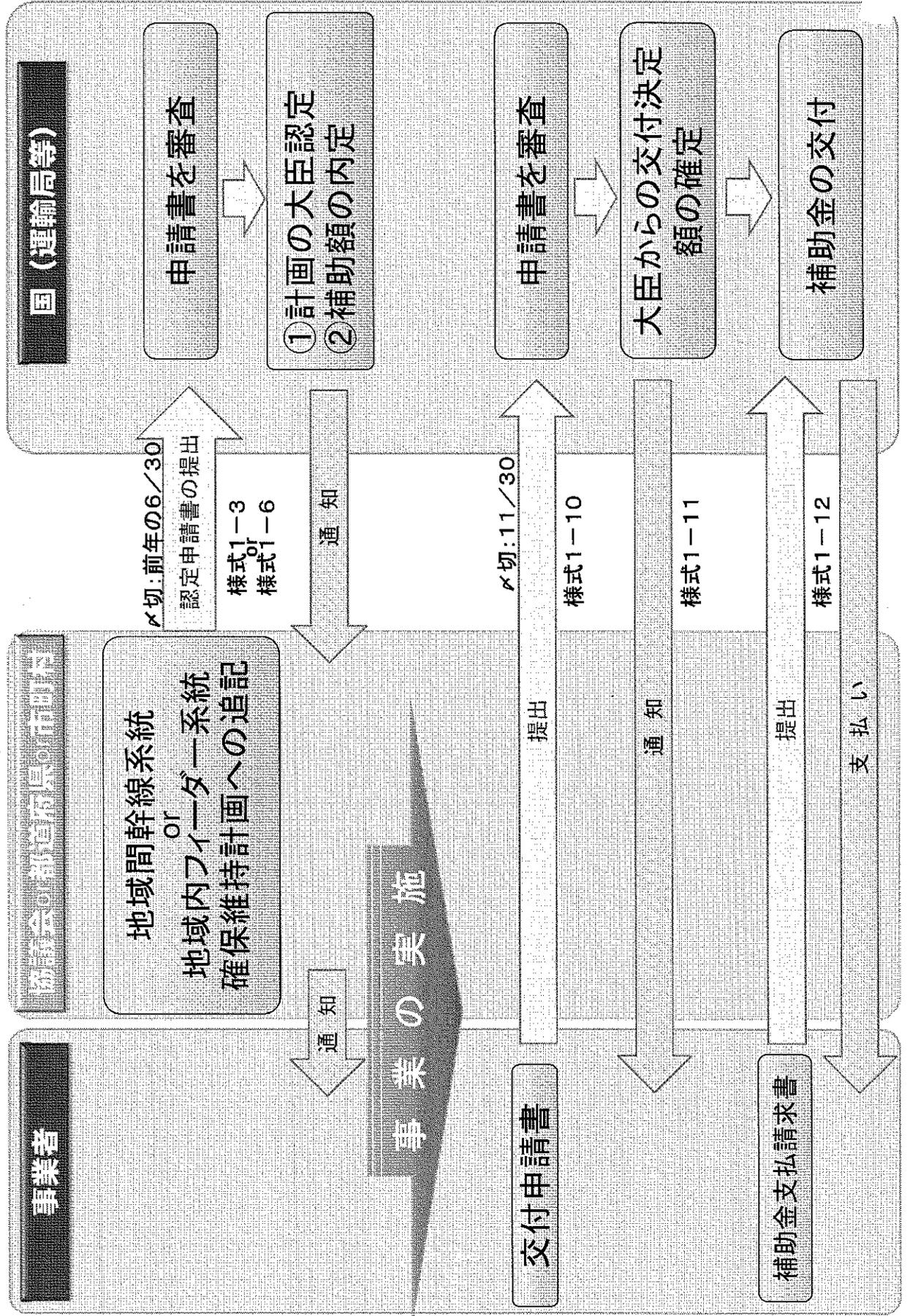
# 地域間幹線系統確保維持事業の流れ



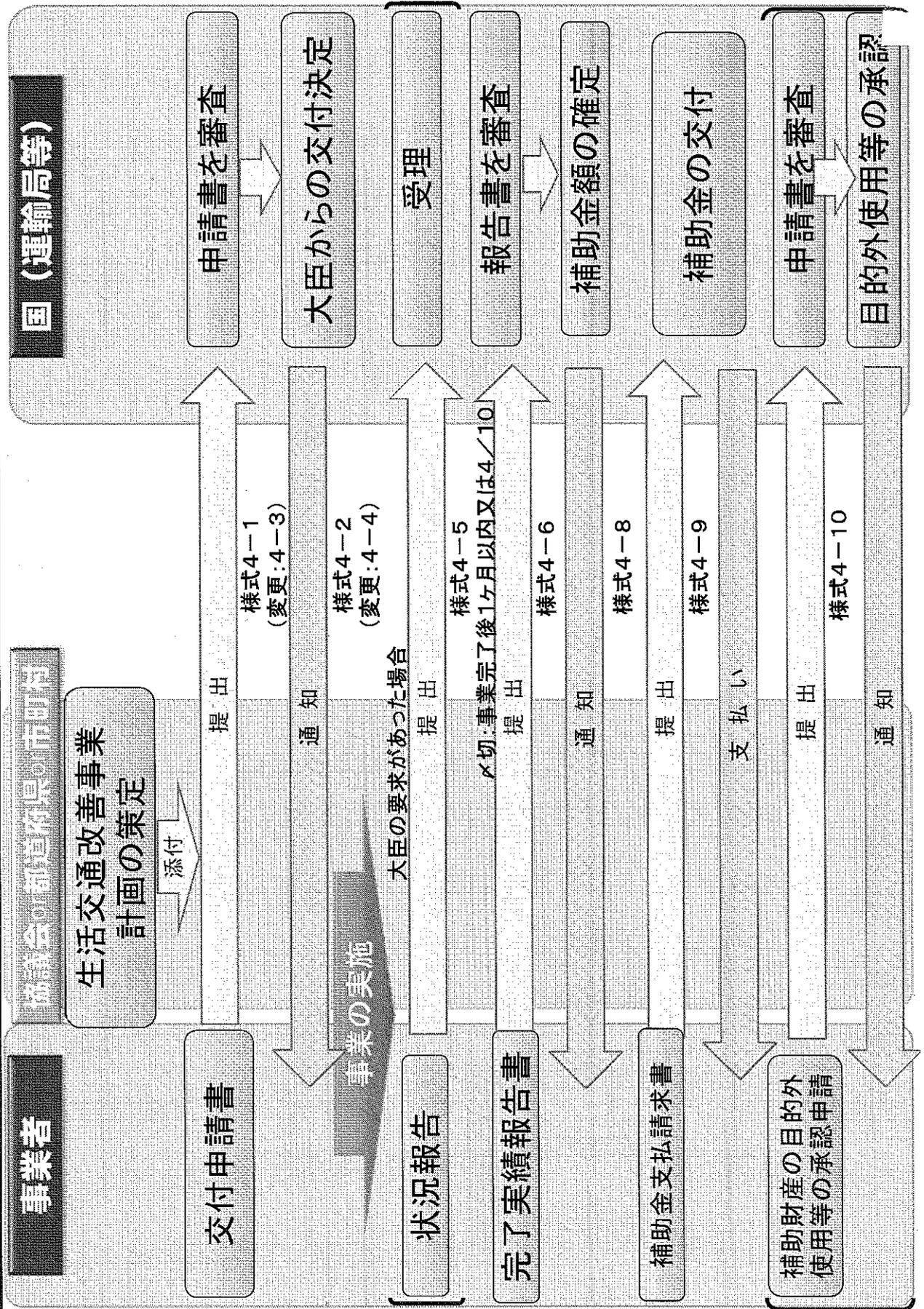
# 地域内ファイダーシステム確保維持事業の流れ



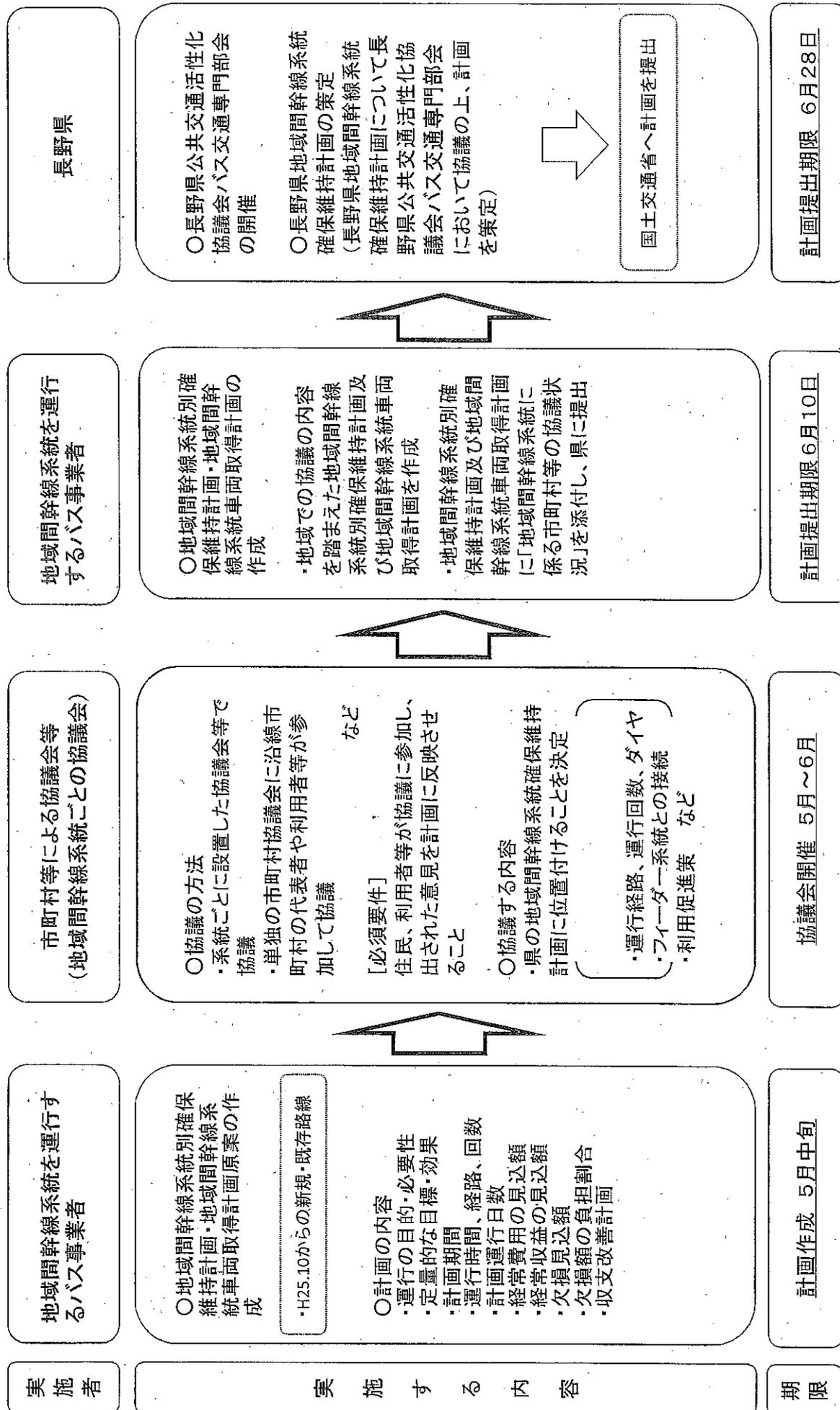
# 車両減価償却費等支援事業の流れ



# バリア解消促進等事業の流れ



# 長野県生活交通ネットワーク計画（地域間幹線系統確保維持計画）策定までの流れ



平成26年度地域間幹線系統補助対象予定の系統一覧

番号	事業者別番号	事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	経由地	終点	関係市町村
1	1	長電バス(株)	山田温泉線	須坂市	須坂駅	荒井原・YOU遊ランド	山田温泉	須坂市、高山村
2	2		山田温泉線	須坂市	須坂駅	原宮	山田温泉	須坂市、高山村
3	3		山田温泉線	須坂市	須坂駅	駒場	山田温泉	須坂市、高山村
4	4		山田温泉線	須坂市	須坂駅	YOU遊ランド	牧車庫	須坂市、高山村
5	5		上林線	中野市	中野駅	運動公園	上林温泉	中野市、山ノ内町
6	6		須賀川線	中野市	中野駅	小丸山スキー場 玉日神社	落合	中野市、山ノ内町
7	7		永田線	中野市	中野駅	永田	親川	中野市
8	8		屋島線	長野市	長野駅	井上	須坂駅	長野市、須坂市
9	9		牟礼線	長野市	長野駅	本郷駅	牟礼	長野市、飯綱町
10	10		野沢線	飯山市	飯山駅前	中村	野沢温泉	飯山市、木島平村、野沢温泉村
11	11		野沢線	飯山市	飯山駅前	日赤・中村	野沢温泉	飯山市、木島平村、野沢温泉村
12	12		中野木島線	中野市	中野駅	若宮・高社中	木島	中野市、飯山市
13	13		屋代須坂線	長野市	須坂駅	松代駅・雨宮東	屋代駅	長野市、須坂市、千曲市
14	14		屋代須坂線	長野市	須坂駅	松代駅・須坂病院	松代駅	長野市、須坂市
15	1	アルピコ交通(株)	高府線	長野市	善光寺大門	長野駅・中条	高府	長野市、小川村
16	2		高府線	長野市	善光寺大門	長野駅・高府	初引	長野市、小川村
17	3		鬼無里線	長野市	長野バスターミナル	土合	鬼無里	長野市
18	4		県道戸隠線	長野市	長野バスターミナル	影山	中社宮前	長野市
19	5		新町大原橋線	長野市	善光寺大門	長野駅・笹平	新町	長野市
20	6		新町大原橋線	長野市	善光寺大門	長野駅・新町	大原橋 犀峽高校	長野市
21	7		山形線	松本市	松本バスターミナル	笹部	車庫前	松本市、山形村
22	8		四賀線	松本市	松本バスターミナル	錦部	保福寺下町	松本市、安曇野市
23	9		本線	岡谷市・諏訪市 茅野市	岡谷	新屋敷・今井	茅野	岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市
24	1	千曲バス(株)	佐久上田	佐久市、上田市、 小諸市	勝間	佐久平駅	下秋和	佐久市、小諸市、東御市、上田市
25	2		中仙道	佐久市	岩村田	佐久平駅	芦田	佐久市、立科町
26	3		鹿教湯	上田市	鹿教湯車庫	丸子	下秋和	上田市
27	4		鹿教湯	上田市	丸子	大屋	下秋和	上田市
28	5		青木	上田市	下秋和	上田原	青木	上田市、青木村
29	1	上田バス(株)	真田線	上田市	上田駅	住吉	真田	上田市
30	2		菅平高原線	上田市	上田駅	下原	菅平高原	上田市
31	3		真田自治センター入口線	上田市	上田駅		真田自治センター入口	上田市
32	1	信南交通(株)	駒場線	飯田市	飯田駅前	中村	曾山入口	飯田市、阿智村
32 系統								

## 地域間幹線系統別確保維持計画

平成25年6月7日

(住所) 長野県佐久市野沢20番地  
(名称) 千曲バス株式会社  
(代表者名) 代表取締役 高野 公秀

## 1. 幹線系統名、区間及び計画期間

系統名 : 佐久上田線  
運行区間 : 勝間～下秋和  
計画期間 : 平成25年10月1日～平成28年9月30日

## 2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性(生活交通路線である理由・路線の状況)

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会において生活交通路線として承認を頂いております佐久上田線(勝間～下秋和)は、佐久総合病院・小諸厚生病院・佐久平駅・上田駅・高等学校等への通院・通勤・通学の交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、佐久上田線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、佐久市・小諸市・東御市・上田市住民の通院・通学・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、佐久上田線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。

## 3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

## (1) 運行の目標

佐久上田線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 391.86 円以内とする。  
佐久上田線の輸送量 20.00 以上を維持する。

## (2) 運行による効果

佐久上田線を維持することにより、佐久市・小諸市・東御市・上田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 費用負担額					
補助対象期間	欠損見込額※	負担額			
		国	県	市町村	事業者
H25. 10～H26. 9	20,644,518 円	8,434,000 円	8,434,000 円	円	円
H26. 10～H27. 9	20,647,388 円	8,434,000 円	8,434,000 円	円	円
H27. 10～H28. 9	20,727,328 円	8,434,000 円	8,434,000 円	円	円

※欠損見込額とは、補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額

5. 収益改善のために行った取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し</li> <li>・時刻表の配布（無料配布）</li> </ul>

6. 今後の収益改善に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更</li> <li>・バスの乗り方講座など利用促進に向けた、地域への働きかけの実施</li> </ul>

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について
【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏以外へアクセスする路線の場合に記入】

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県小諸市加増 581-1  
 (所 属) 千曲バス株式会社  
 (氏 名) 三浦 裕  
 (電 話) 0267-26-2600  
 (F A X) 0267-24-2610  
 (e-mail) eigyo@chikuma-bus.co.jp

## 地域間幹線系統別確保維持計画

平成25年6月7日

(住所) 長野県佐久市野沢20番地  
 (名称) 千曲バス株式会社  
 (代表者名) 代表取締役 高野 公秀

<b>1. 幹線系統名、区間及び計画期間</b>	
系統名	: 中仙道線
運行区間	: 岩村田～芦田 (岩村田～東信運転免許センター～芦田)
計画期間	: 平成25年10月1日～平成28年9月30日
<b>2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性 (生活交通路線である理由・路線の状況)</b>	
<p>佐久市地域公共交通確保維持改善協議会において生活交通路線として承認を頂いております中仙道線(岩村田～芦田)および(岩村田～東信運転免許センター～芦田)は、浅間総合病院・佐久平駅・高等学校・東信運転免許センター等への通院・通勤・通学などの交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、中仙道線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、佐久市・立科町住民の通院・通学・買い物などを中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、中仙道線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。</p>	
<b>3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果</b>	
<b>(1) 運行の目標</b>	
<p>中仙道線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 391.86 円以内とする。          中仙道線の輸送量 40.00 以上を維持する。</p>	
<b>(2) 運行による効果</b>	
<p>中仙道線を維持することにより、佐久市・立科町の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>	

4. 費用負担額					
補助対象期間	欠損見込額※	負担額			
		国	県	市町村	事業者
H25. 10～H26. 9	13,224,596 円	5,749,000 円	5,749,000 円	円	円
H26. 10～H27. 9	13,216,634 円	5,749,000 円	5,749,000 円	円	円
H27. 10～H28. 9	13,263,666 円	5,749,000 円	5,749,000 円	円	円

※欠損見込額とは、補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額

5. 収益改善のために行った取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し</li> <li>・時刻表の配布（無料配布）</li> </ul>

6. 今後の収益改善に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更</li> <li>・バスの乗り方講座など利用促進に向けた、地域への働きかけの実施</li> </ul>

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について
【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏以外へアクセスする路線の場合に記入】

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県小諸市加増 581-1  
(所 属) 千曲バス株式会社  
(氏 名) 三浦 裕  
(電 話) 0267-26-2600  
(F A X) 0267-24-2610  
(e-mail) eigyo@chikuma-bus.co.jp

# 佐久上田線

平日

平成25年10月1日～

勝間	佐久病院	岩村田	佐久平駅	小諸	田中	上田	下秋和	下秋和	上田	田中	小諸	佐久平駅	岩村田	佐久病院	勝間	
				7:23	7:41	8:05	8:20			和田森発	7:18	—	7:27	7:50	臼田止	
7:20	7:25	7:47	7:57	8:18	8:36	8:58	9:10	6:25	6:37	7:00	7:21	7:43	7:49	8:13	8:17	
臼田駅発 8:12	8:17	8:39	8:47	9:05								※山手線より			8:16 臼田止	
9:10	9:15	9:37	9:45	10:03	10:21	10:43	10:55						8:04	8:27	臼田止	
11:10	11:15	11:37	11:45	12:03	12:21	12:43	12:55	8:35	8:47	9:10	9:30	9:49	9:55	10:18	10:22	
	12:37	※火・木のみ山手線へ							10:15	10:27	10:50	11:10	11:28	11:34	11:56	12:00
13:10	13:15	13:37	13:45	14:03	14:21	14:43	14:55	11:35	11:47	12:10	12:30	12:48	12:54	13:16	13:20	
15:05	15:10	15:32	15:40	15:58				13:45	13:57	14:20	14:40	14:58	15:04	15:26	15:30	
				16:15	16:34	16:57	17:09	15:10	15:22	15:45	16:05	16:23	16:29	16:51	16:55	
16:15	16:20	16:42	16:52	17:13							17:35	17:57	18:05	18:29	18:33	
17:15	17:20	17:42	17:52	18:13	18:32	18:55	19:07	17:28	17:40	18:03	18:22					
18:45	18:50	19:12	19:20	19:38							18:40	19:00	19:07	19:29	19:33	
19:38	19:43	20:05	20:13	20:31												

土・日・祝日

勝間	佐久病院	岩村田	佐久平駅	小諸	田中	上田	下秋和	下秋和	上田	田中	小諸	佐久平駅	岩村田	佐久病院	勝間
7:20	7:25	7:47	7:55	8:13	8:31	8:53	9:05				7:25	7:43	7:51	8:13	8:18
9:50	9:55	10:17	10:25	10:43	11:01	11:23	11:35	8:35	8:47	9:09	9:27	9:45	9:53	10:15	10:20
12:40	12:45	13:07	13:15	13:33	13:51	14:13	14:25	10:30	10:42	11:04	11:22	11:40	11:48	12:10	12:15
14:40	14:45	15:07	15:15	15:33	15:51	16:13	16:25	12:30	12:42	13:04	13:22	13:40	13:48	14:10	14:15
16:10	16:15	16:37	16:45	17:03				15:00	15:12	15:34	15:52				
				17:30	17:48	18:10	18:22				15:55	16:13	16:21	16:43	16:48
17:35	17:40	18:02	18:10	18:28				17:48	18:00	18:22	18:40	18:58	19:06	19:28	19:33

# 中仙道線

平日

平成26年10月1日～

岩村田	浅間病院	佐久平駅	塩名田	芦田	芦田	塩名田	佐久平駅	浅間病院	岩村田
7:40	7:45	7:51	8:01	8:29	7:10	7:41	7:51	7:59	8:04
8:41	8:46	8:52	9:02	9:30	7:37	8:10	8:20	8:28	8:33
10:10	10:15	10:21	10:31	10:59	8:52	9:21	9:31	9:37	9:42
11:40	11:45	11:51	12:01	12:29	9:50	10:19	10:29	10:35	10:40
13:10	13:15	13:21	13:31	13:59	11:30	12:01	12:11	12:17	12:22
14:40	14:45	14:51	15:01	15:29	13:00	13:29	13:39	13:45	13:50
16:10	16:15	16:21	16:31	16:59	14:26	14:55	15:05	15:11	15:16
17:00	17:05	17:11	17:23	17:53	16:00	16:29	16:39	16:45	16:50
18:13	18:18	18:24	18:34	19:02	17:10	17:39	17:49	17:55	18:00
20:00	20:05	20:11	20:21	20:49	19:02	19:31	19:41	19:47	19:52



印は東信運輸免許センター経由

土・日・祝日

岩村田	浅間病院	佐久平駅	塩名田	芦田	芦田	塩名田	佐久平駅	浅間病院	岩村田
7:40	7:45	7:51	8:01	8:29	7:39	8:10	8:20	8:28	8:33
8:41	8:46	8:52	9:02	9:30	8:52	9:21	9:31	9:37	9:42
10:10	10:15	10:21	10:31	10:59	9:50	10:19	10:29	10:35	10:40
11:40	11:45	11:51	12:01	12:29	11:32	12:01	12:11	12:17	12:22
13:10	13:15	13:21	13:31	13:59	13:00	13:29	13:39	13:45	13:50
14:40	14:45	14:51	15:01	15:29	14:26	14:55	15:05	15:11	15:16
16:10	16:15	16:21	16:31	16:59	16:00	16:29	16:39	16:45	16:50
18:13	18:18	18:24	18:34	19:02	17:10	17:39	17:49	17:55	18:00

# 平成26年度生活路線 運行系統図

千曲バス株式会社



佐久上田線	勝間～下秋和	
中仙道線	岩村田～芦田	
	岩村田～東信運転免許センター～芦田	

佐久市生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域内フィーダー系統確保維持計画）

平成25年 月 日

（名称） 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会  
（代表者名） 会長

## 0. 生活交通ネットワーク計画の名称

佐久市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成26年度～平成28年度分）

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

佐久市内の公共交通は、長野新幹線、JR小海線、しなの鉄道と、民間事業者による路線バス、市の補助による廃止代替バス、市による市内巡回バスや過疎地域でのデマンド式乗合タクシーにより構成されている。これらバス等の公共交通機関は、通勤、通学や通院等の市民の「生活の足」となり、日常生活に必要不可欠な移動手段となっている。

しかし、自家用自動車への依存の高まりや少子高齢化の進展に伴い、民間交通事業者の経営環境の悪化や市の財政負担の増加など、地域公共交通を取り巻く現状は厳しさを増している。今後本格的な少子高齢社会を迎えるにあたり、公共交通を取り巻く環境や地域社会の変化に対応して、交通移動手段を持たない市民の生活の支えとなり、また環境への負荷も小さい地域公共交通を確保・維持していくことが重要な課題となっている。

このような背景により、平成23年度に、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）を活用して、市内の公共交通のあり方を検討した。

この結果を受け、平成25年度から、新たに市が補助を行い運行維持を図った山手線、利用者の利便性向上のため一部経路を変更した市内巡回バス中央線、岸野線、廃止代替バス志賀線、市内巡回バスを廃止しデマンドタクシーとしての運行に変更した臼田地域の湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線について地域内フィーダー系統確保維持事業を活用しており、今後も引き続き同事業を活用して市民の移動手段の確保・維持を図りたい。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

平成26年度～平成28年度の3か年度の事業実施による数値目標を下記のとおりとする。高齢者、児童生徒など交通弱者が使いやすい公共交通を提供することにより、次の利用者数を目標とする。

#### ■路線別利用者数

・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）	53人/日
・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）	26人/日
・市内巡回バス（中央線）	11人/日
・市内巡回バス（岸野線）	49人/日
・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線）	8人/日
・臼田地域デマンドタクシー（田口線、岩水線）	5人/日

#### ■バス利用者満足度（佐久市全体）

・現況（平成23年度）の84%から88.8%（平成26年度、4.8ポイント）増加

#### ■収支割合（佐久市全体）

・現況24%（平成22年度）から24%以上（平成26年度）

## (2) 事業の効果

### (1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス山手線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス山手線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

### (2) 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス志賀線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の浅間総合病院停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス志賀線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

### (3) 市内巡回バス（中央線、岸野線）

曜日運行で運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の岩村田駅停留所と共有し接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

### (4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線・十二新田線・田口線・岩水線）

臼田地域を4系統により網羅し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所と共有することにより、地域間幹線系統と接続、補完し合い、地域住民の市内の移動を支援する機能を有する。これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」… 別添

### ① 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表 … 別添

運行予定期間 … 下記③のとおり

### ② 運行事業者決定の経緯

#### (1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

従来、千曲バスが自主運行路線として本路線を運行してきており道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バスを運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

#### (2) 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）

千曲バスのかつての自主運行路線である本路線に、現在は市が補助金を支出して運行を維持しているため、千曲バスが道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バスを運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(3) 市内巡回バス（中央線、岸野線）

従来、市が千曲バスに委託して本路線を運行しており、千曲バスが道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながることなどから、千曲バスを運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

市内の道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、地域企業の育成や地域経済の活性化の観点から、佐久市内に営業所を置き、市の入札指名参加登録を受けているタクシー事業者による競争入札の結果により、湯原新田線・田口線の運行事業者を(有)高原タクシー、十二新田線・岩水線の運行事業者を松葉タクシー(有)にすることについて、本協議会にて承認した。

③運行予定期間

(1) 平成 26 年度（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・市内巡回バス（中央線、岸野線）
- ・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(2) 平成 27 年度（平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・市内巡回バス（中央線、岸野線）
- ・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(3) 平成 28 年度（平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・市内巡回バス（中央線、岸野線）
- ・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

④輸送量が 15 人～150 人/日と見込んだ根拠となる算出式（地域間幹線系統のみ）

地域内フィーダー系統につき、該当なし

⑤地域内フィーダー系統の補足資料

（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料）

地域内フィーダー系統は、佐久市内の国道・県道・主要市道路網を有効活用して運行し、地域間幹線系統及び、その他の市内運行路線と接続、補完し合い、市内の移動を支援する機能を有するよう整合を図っている。

なお、山手線は、地域間幹線系統「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有、志賀線と市内巡回バス（中央線、岸野線）は、地域間幹線系統「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の岩村田駅停留所、臼田地域デマンドタクシーの 4 系統は、「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所と共有し、地域住民の市内の移動を支援する機能を有している。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」… 別添

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
地域内フィーダー系統につき、該当なし
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
地域内フィーダー系統につき、該当なし
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」… 別添
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
現在市内で運行されている市内巡回バスは、主に高齢者や障害者をはじめとする移動が困難な方の通院や買い物などの日常生活に利用されている。乗降の段差が少なく乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、利用者にとってさらに利用しやすい環境を整備する必要がある。
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
本計画の対象系統である市内巡回バス岸野線で使用されている車両1台を、平成26年3月31日までにノンステップバス車両にする。
(2) 事業の効果
ノンステップバスは乗降口の段差がなく、バスを利用する高齢者等にとって移動の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 取得計画の概要： 市内巡回バスで使用されている車両1台を、本事業で購入する（バリア解消促進等事業費補助金の活用も予定しており、当該補助内定後に、本車両減価償却費補助金の変更申請を予定する。今後市内巡回バスの系統見直しによって既存地域内フィーダー系統中央線の運行比率が5割以上に向上する場合、及び新規に補助対象地域内フィーダー系統に該当する系統が生じる場合等に、これらの系統について本計画の変更申請と合わせ車両減価償却費補助の活用を追加で申請する予定）。
(2) 事業者：千曲バス株式会社
(3) 費用総額：16,550千円（見込み）
(4) 負担者及び負担額：佐久市 10,548千円（見込み）

## 1 1. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 23 年 4 月 27 日 (第 1 回協議会) : 公共交通体系の再構築を進めるスキーム  
6 月 1 日 (第 2 回協議会) : 諸調査の進め方について  
8 月 22 日 (第 3 回協議会) : 市民アンケート等諸調査の内容について  
11 月 15 日 (第 4 回協議会) : 市民アンケート等諸調査の結果について  
12 月 21 日 (第 5 回協議会) : 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について  
平成 24 年 1 月 16 日 (第 6 回協議会) : 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について  
1 月 24 日 (第 7 回協議会) : 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について  
2 月 6 日 (第 8 回協議会) : 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について  
3 月 9 日 (第 9 回協議会) : 生活交通ネットワーク計画案(調査事業)について協議・合意  
6 月 1 日 (第 10 回協議会) : 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議  
7 月 26 日 (書面による報告) : 協議会委員に臼田地域デマンドタクシーの運行事業者の決定について報告  
平成 25 年 1 月 29 日 (第 11 回協議会) : 事業プログラム進捗状況と利用実態調査結果について  
6 月 7 日 (第 12 回協議会) : 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

## 1 2. 利用者等の意見の反映

平成 23 年度の地域公共交通調査事業により以下のアンケート調査等を実施し、利用者等の利用実態や意見を反映した「佐久市生活交通ネットワーク計画」を平成 24 年 3 月に策定した。

- ・市内 5,000 世帯を対象とした市民アンケート (回収率 51.4%)
- ・市内高校 7 校 (約 700 人) を対象としたアンケート
- ・全路線全便の乗降調査・利用者アンケート
- ・主要鉄道駅利用者アンケート
- ・医療、福祉などの関係機関アンケート
- ・市内 7 地区での地区懇談会 (2 回)
- ・パブリックコメント

上記のアンケート結果及び「佐久市生活交通ネットワーク計画」等を本計画策定に当たり参考にするとともに、その後に実施した以下の調査結果等についても本計画策定の参考としている。

- ・臼田地区説明会 (平成 24 年 9 月~12 月)
- ・全路線全便の乗降調査・利用者アンケート (平成 24 年 11 月)

## 1 3. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画部交通政策課、長野県佐久地方事務所地域政策課
関係市区町村	佐久市
交通事業者・交通施設管理者等	千曲バス株式会社、東信観光バス株式会社、社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会佐久支部、東日本旅客鉄道株式会社長野支社、千曲バス労働組合、長野県佐久建設事務所、佐久警察署、佐久市建設部土木課
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地区区長会、公募委員、小諸市、信州大学、佐久商工会議所、佐久障害者自立支援協議会、佐久市民生児童委員協議会、佐久市老人クラブ連合会、佐久市 P T A 連合会、連合佐久校長会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野佐久市中込 3056

(所 属) 佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

(氏 名) 井出久芳 高梨正彦

(電 話) 0267-62-2111 (内線 332)

(e-mail) seikatsukankyo@city.saku.nagano.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成26～28年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策 基準二で該当する要件		
長野県 (佐久市)	千曲バス(株)	山手線	地域内ファイダー		①	佐久上田線の野沢バスセンター停留所、中仙道線の八幡バス停留所に接続	②	
	千曲バス(株)	山手線	地域内ファイダー		①	佐久上田線の野沢バスセンター停留所、中仙道線の八幡バス停留所に接続	②	
	千曲バス(株)	山手線	地域内ファイダー		①	佐久上田線の野沢バスセンター停留所、中仙道線の八幡バス停留所に接続	②	
	千曲バス(株)	市内巡回バス(岸野線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久平駅停留所、中仙道線の岩村田駅停留所等に接続	①	
	千曲バス(株)	市内巡回バス(中央線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久平駅停留所、中仙道線の岩村田駅停留所等に接続	①	
	千曲バス(株)	市内巡回バス(中央線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久平駅停留所、中仙道線の岩村田駅停留所等に接続	①	
	千曲バス(株)	志賀線	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久平駅停留所、中仙道線の浅間総合病院停留所等に接続	①	
	(有)高原タクシー	臼田地域デマンドタクシー(湯原新田線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久総合病院バス停留所に接続	①	
	(有)高原タクシー	臼田地域デマンドタクシー(田口線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久総合病院バス停留所に接続	①	
	松葉タクシー(有)	臼田地域デマンドタクシー(十二新田線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久総合病院バス停留所に接続	①	
	松葉タクシー(有)	臼田地域デマンドタクシー(岩水線)	地域内ファイダー		①	佐久上田線の佐久総合病院バス停留所に接続	①	
	合計							

基準口

以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 第2編第1章第1節の補助対象地域間幹線系統のファイダー系統であること。ただし、政令指定都市、中核市及び特別区(以下、「政令指定都市等」という。)が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。
- ② 以下の(1)又は(2)のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのファイダー系統であること。
  - (1) 以下に掲げる過疎地域のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのファイダー系統であること
    - ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域(同法第33条第1項に基づき「過疎地域」とみなされる市町村)及び同法第33条第2項に基づき「過疎地域」とみなされる区域(を含む。)
    - ・難島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の難島振興対策実施地域・半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
    - ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島の区域
    - ・沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域
  - (2) 半径1キロメートル以内(バス)の停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのファイダー系統であること。

基準二

- 以下の①から③のいずれかに該当するもの。
- ① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの
- ② 既に運行を開始しているもので生活交通ネットワーク計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの
- ③ 平成23年度以降に本節による補助金の交付を受けたことがあるもの。

地域内フィーダー系統図

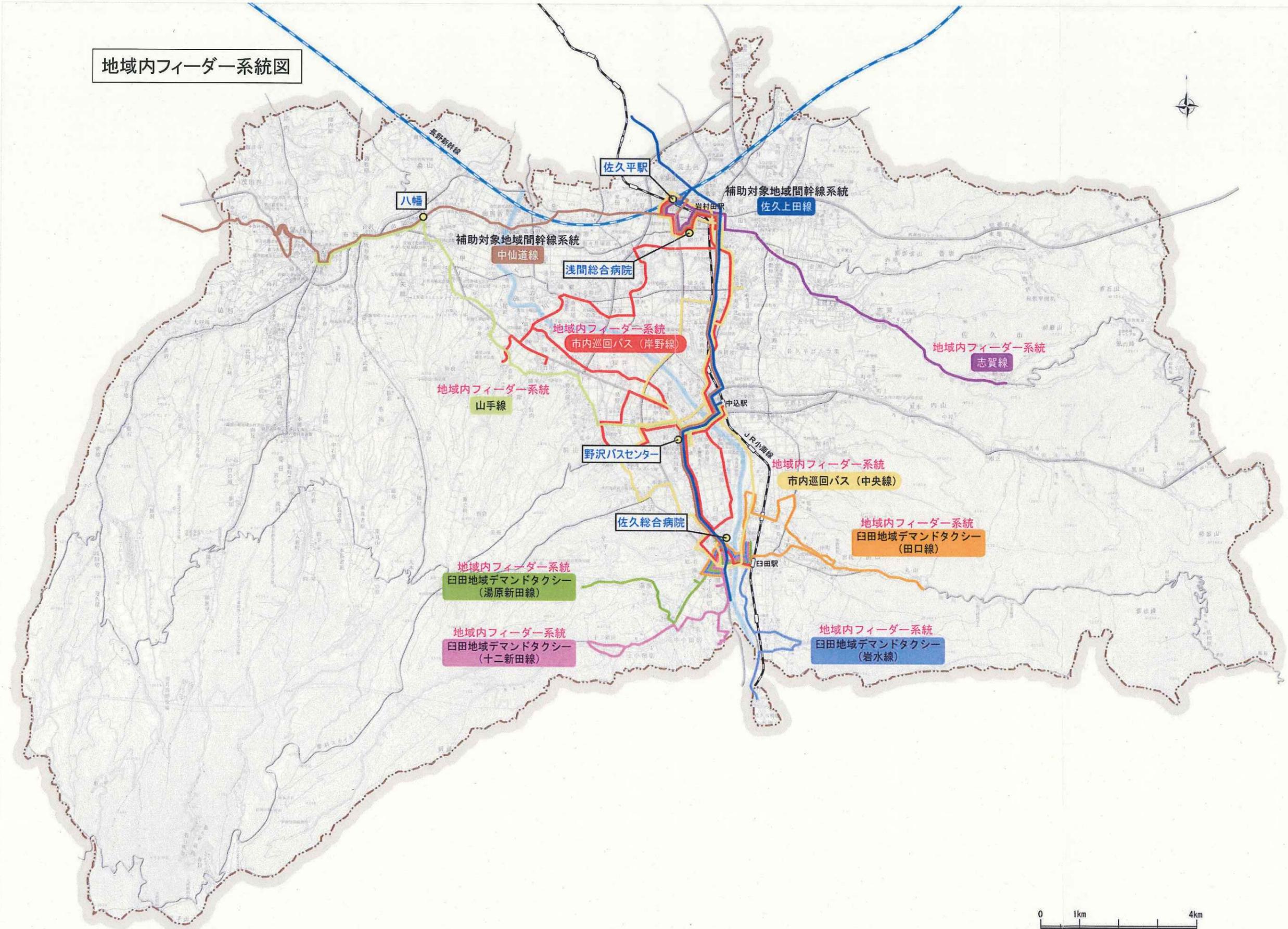


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		km	経常収支率			%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km	経常収支率			%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		km	経常収支率			%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ}' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
	円 銭	円 銭	円 銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チール	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ				
						日	回	往. Km (平均) 復. Km	往. Km (平均) 復. Km	往. Km (平均) 復. Km		%	. km
						日	回	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		%	. km
						日	回	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		%	. km
						日	回	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		%	. km
合計	系統							往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km			. km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ $\times$ フ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト $\times$ ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ $\times$ ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ $\times$ 1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		円		円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニマフーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象システムのキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績もない場合は、基準期間の実績を「補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
					日	回	時間	時間	時間	(リ-ヌ+ル)÷リ=ヲ	%	時間
					日	回	時間	時間	時間		%	時間
					日	回	時間	時間	時間		%	時間
					日	回	時間	時間	時間		%	時間
合計	系統						時間	時間	時間			時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 $\text{ト} \times \text{ワ}$ 以下の額:カ	経常収益の見込額 $\text{チ} \times \text{ヰ}$ 以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はツのうちいずれか少ないほうの額) ム
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(×)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成25年 月 日

（名称）佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

（代表者名）会長

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
ノンステップバス導入事業計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
現在市内で運行されている市内巡回バスは、主に高齢者や障害者をはじめとする移動が困難な方の通院や買い物などの日常生活に利用されている。乗降の段差が少なく乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、利用者にとってさらに利用しやすい環境を整備する必要がある。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
市内巡回バスで使用されている車両のうち3台を、平成26年3月31日までにノンステップバス車両にする（3台のうち1台は地域内フィーダー系統確保維持事業の車両減価償却費補助の活用も予定し、2台は、今後市内巡回バスの系統見直しによって補助対象地域内フィーダー系統に該当することとなった場合に、車両減価償却費補助の活用を予定する）。
<b>（2）事業の効果</b>
ノンステップバスは乗降口の段差がなく、バスを利用する高齢者等にとって移動の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
（内容） ノンステップバスの導入（小型（車長～7m））3台：千曲バス㈱
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 千曲バス㈱：身体・知的・精神 普通旅客運賃 5割 定期旅客運賃 3割
<b>（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）</b>
〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数 ・ノンステップバス：0台、ワンステップバス：17台、リフト付きバス：1台 ・乗合バス車両の総車両台数：43台
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
平成25年度（当該年度）見込												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
ノンステップ バス導入 事業	49,650千円	3,874千円	0千円	45,776千円	0千円							
	100%	7.8%	0%	92.2%	0%							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	100%	%	%	%	%							
合 計	49,650千円	3,874千円	0千円	45,776千円	0千円							
	100%	7.8%	%	92.2%	0%							
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
平成26年度（翌年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	100%	%	%	%	%							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	100%	%	%	%	%							
合 計	千円	千円	千円	千円	千円							
	100%	%	%	%	%							
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバ ス導入事業	1月1日着手				3月31日完了							
	3台				●——●							

7. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年4月27日	協議会設立
・平成24年3月9日	第10回協議会において佐久市生活交通ネットワーク策定 (ノンステップバス等のバリアフリー車両の導入が位置づけられる)
・平成25年6月7日	第12回協議会において協議・合意

8. 利用者等の意見の反映
平成23年度に実施した佐久市生活交通ネットワーク計画策定に係る地域公共交通調査事業の地区懇談会で、地域住民から福祉車両の導入に関する要望があった。また、平成24年度に実施した公共交通利用実態調査において、利用者からノンステップバス導入の要望があった。 関係交通事業者、地区住民代表者、各種団体代表者などによる協議会で意見集約を行った。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	長野県企画部交通政策課、長野県佐久地方事務所地域政策課
関係市区町村	佐久市
交通事業者・交通施設管理者等	千曲バス株式会社、東信観光バス株式会社、社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会佐久支部、東日本旅客鉄道株式会社長野支社、千曲バス労働組合、長野県佐久建設事務所、佐久警察署、佐久市建設部土木課
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地区区長会、公募委員、小諸市、信州大学、佐久商工会議所、佐久圏域障害者自立支援協議会、佐久市民生児童委員協議会、佐久市老人クラブ連合会、佐久市PTA連合会、連合佐久校長会

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 長野佐久市中込 3056

(所属) 佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

(氏名) 井出久芳 高梨正彦

(電話) 0267-62-2111 (内線 332・335)

(e-mail) seikatsukankyo@city.saku.nagano.jp

## 市内のバス・デマンドタクシーに関する ご意見を募集します

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

会長 お名前

日頃より市行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、市では、市内の公共交通を見直す「佐久市生活交通ネットワーク計画」を策定し、昨年10月より、バス・デマンドタクシーの運行方法や運行時間、運賃などを変更し新たな運行を行っております。

計画では、利用状況の把握や市民の皆様の声をお聞きし、継続的に改善を行っていくこととしており、今回、普段ご利用にならない方も含め、幅広くご意見をいただきたいと考えております。

つきましては、今後の改善策検討の参考とさせていただくため、地域の公共交通に対し市民の皆様が日頃感じていることやご意見をいただく、市民アンケート調査を実施させていただくことといたしました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご回答くださいますようお願いいたします。

### 佐久市生活交通ネットワーク計画について

佐久市生活交通ネットワーク計画では、次に示す4つの基本方針に基づいた取り組みを実施しています。

- I. 地域公共交通を必要とする人の移動実態に配慮した交通体系の構築
- II. 地域の要望や地理的条件などの地域の実情に配慮した交通体系の構築
- III. 公共交通利用への転換を推進
- IV. 財政負担に配慮した持続可能な体系の構築

### 佐久市生活交通ネットワーク計画における主な取り組み

- ・朝夕の通学・通勤支援のためのバス運行
- ・日常行動にあわせた日中曜日運行と便数の確保
- ・乗り継ぎ、運行経路などの変更
- ・利用状況、地域に応じたデマンドタクシーの導入
- ・市内運賃の均一化 など

※デマンドタクシー（予約制乗合タクシー）は、バスの代わりにタクシー車両を用います。ご利用の際は、事前の電話予約に応じて運行しますので、予約のない便は運行しません。

まちなかでは、停留所での乗降となりますが、郊外部では路線上に限り停留所以外でも乗降できます。

昨年10月の運行見直し後の利用状況としては...

- バス・デマンドタクシーの利用者満足度は維持
- 利用者の中には、新規利用者も存在
- 全路線合計の1日平均、1便平均の利用者は、若干の減少

今後も、公共交通の維持改善に向けた取り組みを実施

※佐久市生活交通ネットワーク計画の詳細については、市ホームページに掲載されています。

切りとり線

料金受取人払郵便



差出有効期間  
平成25年8月  
31日まで

郵便はがき

3 8 5 - 8 7 9 0

（切手をはらずに  
このままお出し  
ください）

切りとり線

（佐久市役所環境部 生活環境課内）

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会事務局 行

長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所 二階

表面下段に示した、佐久市生活交通ネットワーク計画の考え方や主な取り組み、利用状況をご覧いただいた上で、以下の問いについて該当する番号を選び、左下枠内に番号をお書きください。

また、公共交通維持に向けた考え方や、その他ご意見、ご要望を左下の枠内にお書きください。

**問い1** 日頃、バスやデマンドタクシーをご利用されていますか。

- ①毎日                      ②週 2～3 回程度                      ③週 1 回程度  
④月 2～3 回程度                      ⑤月 1 回程度                      ⑥ほとんど利用しない [問い3]へお進みください]

**問い2** バスやデマンドタクシーの主な利用目的を 1つお選びください。また、その際、利用するバス停、目的地をお答えください。

- ①登下校(小・中・高校)                      ②登下校(短大・専門・大学)                      ③通勤                      ④買物  
⑤通院                      ⑥私用(私事、塾等)                      ⑦商業・業務                      ⑧観光                      ⑨その他

**問い3** 問い1で「⑥ほとんど利用しない」とお答えの方は、利用しない・利用できない主な理由を 1つお選びください。(問い1で①～⑤の方は **問い4** にお進みください)

- ①公共交通よりほかの手段が便利だから                      ②行きたい目的地まで公共交通がないから  
③乗りたいときに乗れる便がないから                      ④自宅近くにバス停がないから  
⑤公共交通は時間がかかるから                      ⑥その他 (回答欄にご記入ください)

**問い4** バスやデマンドタクシーが運行していない日の移動手段、または普段バスやデマンドタクシーをご利用されていない方の移動手段は、次のどれに該当しますか (主なもの1つを回答)。

- ①徒歩                      ②自転車                      ③バイク                      ④タクシー・ハイヤー  
⑤自動車【自ら運転】                      ⑥自動車【家族等による送迎】                      ⑦その他

**問い5** 今後、公共交通の改善に向けた考え方で、最も重要と思うものを1つ選び、それに対する具体的な提案をご記入ください。

- ①運行時間帯の見直し・改善  
②運行経路の見直し・改善  
③乗り継ぎの見直し・改善  
④需要に応じた運行方式の導入(デマンドタクシー\*など)  
⑤行政負担を増やして便数増加などのサービスを向上  
⑥行政負担を減らして運行の効率化  
⑦現状に満足している                      ※デマンドタクシーの説明は表面をご覧ください。  
⑧運賃の見直し・改善

**問い6** お住まいの地区はどこですか

- ①浅間地区                      ②野沢地区                      ③中込地区  
④東地区                      ⑤白田地区                      ⑥浅科地区  
⑦望月地区

**問い7** あなたの性別はどちらですか

- ①男性                      ②女性

**問い8** あなたの年齢をお答えください

- ①10 歳未満                      ②10 歳代                      ③20 歳代  
④30 歳代                      ⑤40 歳代                      ⑥50 歳代  
⑦60 歳代                      ⑧70 歳代                      ⑨80 歳代以上

**問い9** 公共交通維持に向けた考え方や、その他ご意見、ご要望などを左側枠内にご記入ください。

以上で質問は終わりです。  
左側の部分を点線に沿って切りとり郵便ポストに投函してください。  
ご協力、誠にありがとうございました。

アンケート解答欄  
(問いに対する回答番号をお書きください)

問い1 (                      )	
問い2 (                      )	
その他の方 (                      )	
乗るバス停 (                      )	
降りるバス停 (                      )	
目的地、施設名 (                      )	
問い3 (                      )	
その他の方 (                      )	
問い4 (                      )	
その他の方 (                      )	
問い5 (                      )	
具体的提案	
問い6 (                      )	問い7 (                      )
問い8 (                      )	
問い9：公共交通維持に向けた考え方や、ご意見、ご要望をお寄せください	

# バス・デマンドタクシーの車内アンケートについて

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

日頃より市行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、市では、持続可能な地域公共交通の構築に向け、平成 24 年 3 月に「佐久市生活交通ネットワーク計画」を策定し、平成 24 年 10 月より、バス・デマンドタクシーの運行方法や運行時間、運賃などを変更し新たな運行を行っております。

佐久市生活交通ネットワーク計画では、この現在の運行を出発点とし、利用状況の把握や市民の皆様の声をお聞きし、継続的に改善を行っていくこととしております。

このため、毎年、バスやデマンドタクシーをご利用されている方に対するアンケート調査を継続的に実施しております。昨年度お答えになった方もいらっしゃると思いますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 佐久市生活交通ネットワーク計画の概要と主な取り組み、利用状況について

佐久市生活交通ネットワーク計画では、次に示す 4 つの基本方針に基づいた取り組みを実施しています。

- I. 地域公共交通を必要とする人の移動実態に配慮した交通体系の構築
- II. 地域の要望や地理的条件などの地域の実情に配慮した交通体系の構築
- III. 公共交通利用への転換を推進
- IV. 財政負担に配慮した持続可能な体系の構築

## 佐久市生活交通ネットワーク計画における主な取り組み

- ・朝夕の通学・通勤支援のためのバス運行
- ・日常行動にあわせた日中曜日運行と便数の確保
- ・乗り継ぎ、運行経路などの変更
- ・利用状況、地域に応じたデマンドタクシーの導入
- ・市内運賃の均一化 など

昨年 10 月の運行見直し後の利用状況としては…。

- バス・デマンドタクシーの利用者満足度は維持
- 利用者の中には、新規利用者も存在
- 全路線合計の 1 日平均、1 便平均の利用者は、若干の減少

バス利用に関する調査にご協力ください。

問 1. 「乗ったバス停」と「降りるバス停」、および本日の目的地をご記入ください					
乗ったバス停 ( )	降りるバス停 ( )	目的地：具体的な施設名 ( )			
問 2. 性別・年齢・自動車運転免許証の有無をご記入ください(該当する箇所を○で囲んでください)					
男性・女性	10歳未満	10代	20代	30代	自動車運転免許 有・無
	40代	50代	60代	70歳以上	
問 3. お住まいは、どちらですか？(※佐久市外の方は、市町村名をお教えてください)					
佐久市		佐久市外 ( )			
問 4. 利用目的は何ですか？(該当するもの1つを○で囲んでください) ※「登下校」は、学校の種別に○					
登下校 (小・中・高校)	登下校 (短大・専門・大学)	通 勤	買 物	通 院	
私 用 (私事、塾等)	営業・業務	観 光	その他		
問 5. 問 4 の利用目的のバスの利用頻度はどのくらいですか？(もっとも近いものを○で囲んでください)					
ほぼ毎日	2~3日に 1回程度	週に1回 程度	月に2~3回 程度	月に1回 程度	その他 ( )
問 6. バスは、いつごろから利用されていますか？(該当するものを○で囲んでください)					
1年ぐらい前から利用するようになった		それ以前から利用している			
問 7. バスの満足度はいかがですか？					
・バスの全体的な満足度(該当するものに○)					
満 足		概ね満足	やや不満	不 満	
・項目別の満足度(該当するものに○)					
具体的に希望する運行時刻や経路があれば一番下の要望欄にお書きください					
運行本数	⇒ 満足	概ね満足	やや不満	不 満	
運行時刻	⇒ 満足	概ね満足	やや不満	不 満	
乗り継ぎ	⇒ 満足	概ね満足	やや不満	不 満	
運行経路	⇒ 満足	概ね満足	やや不満	不 満	
運 賃	⇒ 満足	概ね満足	やや不満	不 満	
問 8. 今後、公共交通の改善に向けて、最も重要と思うものを1つお選びください。 また、それに対する具体的な提案があれば、一番下の要望欄にお書きください。					
①運行時間帯の見直し・改善		②運行経路の見直し・改善			
③乗り継ぎの見直し・改善		④需要に応じた運行方式の導入(デマンドタクシーなど)			
⑤行政負担を増やして便数増加などのサービスを向上					
⑥行政負担を減らして運行の効率化					
⑦現状に満足している		⑧運賃の見直し・改善			

その他、バスに対するご要望等ございましたら、ご自由にお書きください(必要があれば裏面もご利用ください)

ご意見、ご要望欄

ご協力ありがとうございました。

(佐久市役所 生活環境課)

## 臼田地域デマンドタクシーの変更について

### 変更理由

臼田地域デマンドタクシーは、平成 24 年 10 月から、それまで運行していた市内巡回バス「田口・青沼線」「切原・臼田線」を利用低迷を契機に廃止し、予約制の乗合タクシーとして、新たに運行を開始しました。

運行開始以降、臼田地域住民や利用者から、日常利用する施設への乗り入れや、利用希望者の居住地区への経路延伸について要望が上がったことを受け、今回、利用環境の改善と利用促進を図るために、平成 25 年 10 月に変更を予定するものです。



